

第1編 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針等

1 地域防災計画－地震災害対策計画－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、江南市防災会議が江南市の地域に係る防災計画として作成する「江南市地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 江南市防災会議は、毎年、江南市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。（災害対策基本法第42条）

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

江南市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されている。（平成26年3月28日現在、県内全市町村が指定されている。）

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、推進地域の地方公共団体は地域防災計画において、

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることとなり、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第5章地震防災対策推進計画に定めるものとする。

3 他の計画との関係

- (1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防

災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画が策定された場合は、同計画を指針とするものとする。

(2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱で本計画を構成する。

構 成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、 <u>基本理念及び重点を置くべき事項</u> 、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等
第5編	東海地震に関する事前対策	東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策 等
第6編	地震防災対策推進計画	東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断した場合の対策 等

第4節 市地域防災計画の作成または修正

市防災会議は、市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 本市の特質と災害要因

第1節 本市の特質と災害要因

1 自然的条件

(1) 位置・面積

江南市は、東経 136 度 52 分 24 秒、北緯 35 度 19 分 44 秒に位置し、愛知県の北西部に位置している。地域は、東西 6.125 キロメートル、南北 8.76 キロメートル、周囲 32.0 キロメートルであり、面積は、30.20 平方キロメートルである。

(2) 人口

平成 27 年 6 月 30 日現在の人口及び世帯数は、次のとおりである。

人 口 101,206 人 世帯数 39,766 世帯

(3) 地形、地質及び地盤

江南市の地形は、濃尾平野の北部にあり、北方を各務ヶ原台地、南方を小牧台地に挟まれ、現木曾川に沿って広がる犬山扇状地から成り、標高が最高約 37 メートル、最低約 12 メートルと高低差がほとんどなく、大部分が平坦地であり、北東部から南西部へおおよそ 500 分の 1 のこう配を有する。

犬山扇状地は、市の大部分をおおい、犬山市を中心とする半径約 12 キロメートルの大扇状地で粗粒な砂れき層により構成されている。自然堤防卓越地帯は、市の南部をおおい、洪水たい積土が畑状の微高地をなす自然堤防とそれに囲まれた後背湿地から成り、砂れき粘土層により構成されている。

地質は、最上部から完新世に堆積した扇状地堆積物がおおい、更新世末期に堆積した砂れき層へと続いている。

扇状地堆積物は、主として 2～5 センチメートル程度の円れきを含む砂れき層及び細粒～中粒の砂層により構成されており、旧河道にあたる地域では細砂、シルトを主とした堆積物が分布している。

この扇状地堆積物の下部に分布する砂れき層は俗に「第一れき層」と呼ばれ、熱田層を不整合におおい濃尾平野地下の広い範囲に分布している。

第一れき層は、所々砂がちの部分もあるが全体に大れきからなる円れき層であり、最終氷期における最大海退期の堆積物である。また、小牧台地周辺に分布する「小牧れき層」と同様に、木曾川水系由来のものであり、れき種は濃尾流紋岩、花崗岩が多い。

さらにこの第一れき層は、濃尾平野地下にあるれき層のうち地表に一番近いものであるため、「第一帯水層」とも呼ばれている。

(附属資料)

- ・ 第 11 - 1 「濃尾平野の地形概念図」
- ・ 第 11 - 2 「濃尾平野周辺の地層層序表」

第2節 県内における既往の地震とその被害

県内では過去にしばしば大地震に襲われており、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。

過去に県内において大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方大地震、直下地震）のタイプに分けることができる。

1 海溝型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1707年	8.6	宝永地震	—	県では渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m。震度 7～6。津波も来襲し、渥美表浜で 6～7m にもなった。
1854年	8.4	安政地震	—	県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度 6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで 8～10m、知多半島西岸で 2～4m となり被害が出た。
1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1, 223人	県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1,148 人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298 棟。震度 6～5、一部 7。小津波あり（波高 1m 内外）、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

2 内陸型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1586年	7.8	天正地震	死者 5, 500人以上	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度 7、尾張部 6、三河部 6～5。津波高 2～4m。
1891年	8.0	濃尾地震	死者 7, 885人	県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度 7～6。
1945年	6.8	三河地震	死者 2, 306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟。震度は、西三河南部を中心に 7～6、地域の大部分が 5 以上。津波も発生し、蒲郡で 1m ほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

第3節 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

1 人口の増加と建物の過密化

高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化や地下街の拡大が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

2 生活様式の変化

電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

3 自動車、鉄道等の高速交通機関の発達

自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

4 コミュニティ意識の低下

地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

5 その他の社会的条件

以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本県には、より深刻にあてはまることに加え、本県は、製造品出荷額等が平成24年で36年連続日本一となるほか、東西交通・物流の要衝であり、ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型、直下型）があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震被害の予測及び減災効果

1 地震の想定

(1) 東海地震・東南海地震・南海地震の予測

ア 過去地震最大モデル

(ア) 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルであり、江南市の想定震度は「5強」である。

(イ) 本地震において、本市の地震対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

イ 理論上最大想定モデル

(ア) 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであり、江南市の想定震度は「6弱」である。

(イ) 本市の地震対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(2) 濃尾地震再来にかかる予測

ア 地震の規模 マグニチュード 8.0

イ 震源地 岐阜県本巣郡根尾村

ウ 震源の深さ 30 km

エ 江南市の震度 震度 6 強

オ 食い違い量 約 6m

カ 推定地震断層 岐阜－名古屋線

大垣－蟹江線

キ 地震動の予測結果

地震基盤（第四紀洪積層上面）上での最大加速度は、断層線上で約 450 ガル（震度 7）と予測されているが、断層から遠ざかるに従って急速に減衰している。

江南市で予想される地表加速度は 250 ガルから 350 ガルと予測されているので、震度 6 強と想定した。

(附属資料)

・第1-3「気象庁震度階級関連解説表」

2 被害の想定

(1) 東海地震・東南海地震・南海地震（参考：「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」）

ア 過去地震最大モデル

(ア) 建物被害

※建物等被害が最大となるケースとして冬・夕方（18時）を想定

—：わずか

	愛知県全体	江南市
揺れによる全壊	約47,000棟	—
液状化による全壊	約16,000棟	約10棟
浸水・津波による全壊	約8,400棟	—
急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟	—
地震火災による消失	約23,000棟	—

(イ) 人的被害

※それぞれの被害が最大となるケースを想定

- a 死者（冬・深夜5時発災、早期避難率低） わずか
- b 避難者（冬、18時発災）
- | | | |
|------|---|--------|
| 1日後 | 約 | 100人 |
| 1週間後 | 約 | 8,700人 |
| 1ヶ月後 | 約 | 100人 |
- c 帰宅困難者（昼12時発災）
- | | |
|---|--------------|
| 約 | 5,000～5,200人 |
|---|--------------|

(ロ) ライフライン機能支障

※被害が最大となるケースとして冬・夕方（18時）に発災し、その1日後を想定

—：わずか

種類		想定被害数
上水道	断水人口	約83,000人
下水道	機能支障人口	約400人
電力	停電軒数	約43,000軒
固定電話	不通回線数	約14,000回線
携帯電話	低波基地局率	80%
都市ガス	復旧対象戸数	—
LPガス	機能支障世帯数	約200世帯

イ 理論上最大想定モデル

(7) 建物被害

※建物等被害が最大となるケースとして冬・夕方（18時）を想定

—：わずか

	愛知県全体	江南市
揺れによる全壊	約242,000棟	約20棟
液状化による全壊	約16,000棟	約10棟
浸水・津波による全壊	約22,000棟	—
急傾斜地崩壊等による全壊	約700棟	—
地震火災による消失	約101,000棟	約10棟

(4) 人的被害

※被害が最大となるケースを想定

死者（冬、深夜5時発災、早期避難率低）

わずか

(2) 東海地震、東南海地震

愛知県東海地震・東南海地震被害予測調査結果

		想定 東海地震		想定 東南海地震	
規 模		Mw7.96		Mw8.15	
震 源 の 深 さ		約10~30km			
計測震度面積率		5弱以下 98%	5強 2%	5弱以下 20%	5強 80%
液状化危険度面積		発生率	極めて低い	発生率	極めて低い
建 物 被 害	建物被害	全壊 0棟	半壊 約20棟	全壊 約20棟	半壊 約430棟
	火災 18時	出火件数	なし	出火件数	若干
ライフライン機能支障	上水道	0戸		上水道	約2,000戸
	都市ガス	0戸		都市ガス	0戸
	LPガス	約10戸		LPガス	約250戸
	電力	0戸		電力	0戸
	電話	0戸		電話	0戸
人 的 被 害	冬 朝5時	死者 0人	負傷者 若干	冬 朝5時	死者 0人 負傷者約70人
	冬 夕刻18時	死者 0人	負傷者 若干	冬 夕刻18時	死者 0人 負傷者約60人
帰宅困難者 (突発時)		約6,700人		約6,700人	

(3) 濃尾地震の再来
ア 建物倒壊棟数

昭和56年以前建築の木造建物

	倒壊棟数	うち住宅に供する 建物棟数
全壊棟数 (全壊率3.7%)	931棟	632棟
半壊棟数 (半壊率17.1%)	4,303棟	2,921棟
合計	5,234棟	3,553棟

(基準年＝平成17年1月1日)

(基準建物数＝昭和56年以前建築の木造建物総数25,160棟の
うち居宅に供する棟数17,079棟)

イ 人的被害

- (ア) 死者 144人
 (イ) 負傷者 686人
 (ウ) 避難者数 5,965人 全壊による避難者数 1,802人
 半壊による避難者数 4,163人

3 減災効果

(1) 減災効果の想定で前提とした対策

減災効果の想定で見込んだ対策は次の3点とする。

- 建物の耐震化率100%の達成
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成
- 全員が発災後すぐに避難開始

(2) 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。
- 「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

ア 建物被害

※建物等被害が最大となるケースとして冬・夕方(18時)を想定

—：わずか

	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊	—	—	約20棟	約8棟

イ 人的被害

※被害が最大となるケースを想定

死者(冬、深夜5時発災、早期避難率低) わずか

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「だれもが主役、みんなで築く、みんなの郷土」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われぬことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な災証明書発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を

図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 江南市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 愛知県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。

また、県、市及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

(附属資料)

・第13-5「災害対策基本法における関係機関に関する指定」

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内容
市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）を行

	<p>う。</p> <p>(4) <u>避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。</u></p> <p>(5) <u>地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。</u></p> <p>(6) 避難の勧告、指示を行う。</p> <p>(7) 被災者の救助を行う。</p> <p>(8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。</p> <p>(10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(11) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。</p> <p>(12) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。</p> <p>(13) 消防、浸水対策及び救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。</p> <p>(14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。</p> <p>(16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</p> <p>(17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</p> <p>(18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。</p> <p>(19) 被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災世帯主に対する支援金の支給に関する業務を行う。</p> <p>(20) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p>
--	---

2 県及び県関係機関

機関名	内容
県	<p>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）を行う。</p> <p>(3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。</p> <p>(4) 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。</p> <p>(5) 避難の勧告、指示を代行することができる。</p> <p>(6) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。</p> <p>(7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</p> <p>(8) <u>災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</u></p> <p>(9) 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。</p> <p>(10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(11) <u>緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。</u></p> <p>(12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並び</p>

	<p><u>に災害復旧を行う。</u></p> <p>(13) 農作物及び家畜に対する応急措置を行う。</p> <p>(14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>(15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。</p> <p>(16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。</p> <p>(17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p> <p>(19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p>(20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</p> <p>(21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</p> <p>(22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p> <p>(23) 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。</p> <p>(24) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。</p> <p><u>(25) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、 応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</u></p> <p>(26) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。</p>
愛知県江南保健所	<p>(1) 災害救助法に基づく医療及び助産を行う。</p> <p>(2) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p>
愛知県一宮建設事務所	<p>(1) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、 応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>(2) 公共土木施設に対する応急措置を行う。</p> <p>(3) 公共土木施設の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。</p>
愛知県江南警察署	<p>(1) 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。</p> <p>(2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。</p> <p>(3) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の伝達を行う。</p> <p>(4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。</p> <p>(5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</p> <p>(6) 人命救助を行う。</p> <p>(7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。</p> <p>(8) 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。</p> <p>(9) 警察広報を行う。</p> <p>(10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。</p> <p>(11) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。</p> <p>(12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。</p> <p>(13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</p>

3 指定地方行政機関

機関名	内容
名古屋地方気象台	<p>(1) 地震に関する観測及びその成果の収集並びにその情報の発表を行う。</p> <p>(2) 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</p> <p>ア <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、地震情報</u></p> <p>イ 東海地震に関連する情報</p> <p>ウ 緊急地震速報（気象庁から伝達する）</p> <p>(3) 地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</p> <p>(4) 南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</p> <p>(5) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。</p>
中部地方整備局	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。</p> <p>イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。</p> <p>ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</p> <p>エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>オ <u>震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。</u></p> <p>カ <u>関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</u></p> <p>(2) 地震防災応急対策</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。</p> <p>イ 道路利用者に対して、地震予知情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。</p> <p>(3) 初動対応</p> <p>ア <u>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u></p> <p>イ <u>緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。</u></p> <p>(4) 応急復旧</p> <p>ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。</p>

	<p>イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。</p> <p>ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。</p> <p>エ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。</p> <p>オ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</p> <p>カ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策車両等を被災地域支援のため出動させる。</p>
--	---

4 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	<p>(1) 災害派遣の準備</p> <p>ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。</p> <p>イ 災害派遣計画を作成する。</p> <p>ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。</p> <p>(2) 東海地震注意情報の発表に伴う措置</p> <p>ア 師団司令部に指揮所を開設する。</p> <p>イ 各部隊は災害派遣準備に着手する。</p> <p>ウ 連絡班及び偵察班の派遣を準備する。</p> <p>エ 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。</p> <p>(3) 警戒宣言が発せられたときの措置</p> <p>ア 非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派遣準備を促進する。</p> <p>イ 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。</p> <p>ウ 所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応じ航空偵察を実施する。</p> <p>エ 愛知県地震災害警戒本部（状況により他の機関）へ連絡班（連絡幹部）を派遣する。</p> <p>(4) 発災後の対処</p> <p>ア 即時救援活動 人命救助を最優先して救援活動を実施する。</p> <p>イ 応急救援活動 方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。</p> <p>ウ 方面隊による本格対処 方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。</p>

5 指定公共機関

機関名	内容
日本赤十字社	<p>(1) 東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p>

	<p>(2) 医療、助産、<u>遺体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(3) 血液製剤の確保と供給を行う。</p> <p>(4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>(5) 義援金の受付及び配分を行う。 なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。</p>
<p>日本放送協会</p>	<p>(1) <u>警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）を行う。</u></p> <p>(2) <u>警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</u></p> <p>(3) <u>地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</u></p> <p>(4) <u>地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</u></p> <p>(5) <u>平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</u></p> <p>(6) <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</u></p> <p>(7) <u>災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</u></p>
<p>西日本電信電話株式会社</p>	<p>(1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(3) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。</p> <p>(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>(5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(6) 気象等警報を市へ連絡する。</p> <p>(7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p>
<p>日本郵便株式会社</p>	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令</p>

	<p>で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p><u>(4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</u></p> <p>(5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p>
東邦瓦斯株式会社	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。</p> <p>(2) 東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。</p> <p>(3) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p>
中部電力株式会社、 <u>関西電力株式会社</u> 、 <u>電源開発株式会社</u>	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。</p>
<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	<p><u>(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p><u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</u></p> <p><u>(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</u></p> <p><u>(4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u></p> <p><u>(5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</u></p>
<u>KDDI株式会社</u>	<p><u>(1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。</u></p> <p><u>(2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u></p> <p><u>(3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u></p>
株式会社NTTドコモ	<p>(1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>(4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。</p>

<p><u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p>	<p>(1) <u>災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。</u></p> <p>(2) <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u></p> <p>(3) <u>災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p>
------------------------------	---

6 指定地方公共機関

機関名	内容
<p>愛知県尾張水害 予防組合</p>	<p>(1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。</p> <p>(2) 水防計画の策定及びその推進を図る。</p>
<p>一般社団法人愛 知県トラック協 会</p>	<p>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</p> <p>(2) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</p>
<p>名古屋鉄道株式 会社</p>	<p>(1) 線路、<u>橋梁</u>、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。</p> <p>(3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(4) 旅客の避難、救護を実施する。</p> <p>(5) 列車の運転規制を行う。</p> <p>(6) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。</p> <p>(7) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。</p> <p>(8) 死傷者の救護及び処置を行う。</p> <p>(9) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</p>
<p>一般社団法人愛 知県LPガス協 会</p>	<p>(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。</p>

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容										
各土地改良区	<p>土地改良区の管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強又は変更を行うとともに災害復旧を行う。</p> <p>なお、市域に関係のある土地改良区及びその管理する主な用排水路は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>土地改良区名</th> <th>水 路 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江南市土地改良区</td> <td>般若用排水路</td> </tr> <tr> <td>宮田用水土地改良区</td> <td>宮田用水路 新般若用水路</td> </tr> <tr> <td>丹羽用水土地改良区</td> <td>丹羽用水路</td> </tr> <tr> <td>昭和用排水土地改良区</td> <td>昭和用排水路</td> </tr> </tbody> </table>	土地改良区名	水 路 名	江南市土地改良区	般若用排水路	宮田用水土地改良区	宮田用水路 新般若用水路	丹羽用水土地改良区	丹羽用水路	昭和用排水土地改良区	昭和用排水路
土地改良区名	水 路 名										
江南市土地改良区	般若用排水路										
宮田用水土地改良区	宮田用水路 新般若用水路										
丹羽用水土地改良区	丹羽用水路										
昭和用排水土地改良区	昭和用排水路										
社団法人尾北医師会江南支部	<p>(1) 医療及び助産活動に協力する。</p> <p>(2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。</p>										
愛知北農業協同組合江南支店	<p>(1) 農業者に対して、災害対策の指導を行うとともに、必要資機材のあつせん及び融資を行う。</p> <p>(2) 災害広報について、市に協力する。</p>										
江南商工会議所	商工業者に対して、災害対策の指導を行う。										
日本赤十字社愛知県支部江南市地区赤十字奉仕団	被災者の救助活動及び義援金品の募集について、市の防災活動に協力する。										
危険性物質等の施設管理者	石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者は、災害の発生を予防し、及び被害の拡大を防止するため防災管理上必要な措置を講じ、防災活動について市に協力する。										
建築関係団体	一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。										
不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、当該施設の利用者の安全を確保するため必要な措置を講ずる。										
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。										

(附属資料)

- ・ 第2-2「防災体制図」
- ・ 第13-6「災害対策基本法における関係機関に関する規定」

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み 1(3) 業務継続計画の策定
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援
	市、警察署、その他の防災関係機関	2(1) 自主防災組織への啓発及び指導 2(2) 自主防災組織のリーダー養成 2(3) 自主防災組織を指導及び育成する重点項目
	自主防災組織	3 地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 生命の安全確保 1(2) 二次災害の防止 1(3) 事業の継続 1(4) 地域貢献・地域との共生
	市、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市及び県における措置

- (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り
市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災

活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 業務継続計画の策定

市及び県は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」(平成16年4月1日施行)に基づき、市、県、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県における措置

- (1) 自主防災組織の推進
ア 自主防災組織の設置・育成

市は、「江南市自主防災組織設置要綱」に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織に対する援助

自主防災組織に対する防災資機材の貸与及び自主防災組織が実施する防災訓練に対しては、訓練指導及び訓練用資機材の提供等の援助を行うものとする。

また、自主防災活動の活性化を図るため資機材助成を実施する。

ウ 自主防災組織等のネットワーク化の推進

いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

大地震により行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、震災時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。

(附属資料)

- ・ 第13 - 7 「江南市自主防災組織設置要綱」
- ・ 第13 - 8 「江南市自主防災組織助成要綱」

2 市、警察署及びその他の防災関係機関における措置

市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、自主防災組織の自主的な性格を判断しながら、啓発及び指導を図るものとする。

(1) 自主防災組織への啓発及び指導

自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等を事前に把握し、これらに参画して各種活動を通じて啓発及び指導を図る。

(2) 自主防災組織のリーダー養成

組織活動の充実を図るとともに、組織活動を高めるためのリーダー養成を行う。

(3) 自主防災組織を指導及び育成する重点項目は、次のとおりである。

- ア 火災警報等の異常気象等の認識
- イ 各種防災演習、防災訓練等の実施
- ウ 防災広報紙、ポスター等の発行
- エ 防災映画会、講習会、研究会、座談会等の開催
- オ 講演会の開催
- カ 防災相談の開催

3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立

- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - オ 地域内の要配慮者の把握
 - (2) 警戒宣言発令時の活動
 - ア 市、消防機関等からの情報の伝達
 - イ 県民のとるべき措置の呼びかけ
 - ウ 高齢者や病人の安全確保
 - エ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保
 - (3) 災害発生時の活動
 - ア 初期消火の実施
 - イ 地域内の被害状況等の情報の収集
 - ウ 救出・救護の実施及び協力
 - エ 住民に対する避難命令の伝達
 - オ 集団避難の実施
 - カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力
- なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

- (1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。
- (2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

- (1) ボランティアの受入体制の整備
 - ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。
 - (ア) 市は、災害対策本部内にボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。
 - (イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。
 - (ウ) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。
 - イ 市は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。
- (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい

者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

また、市及び県においては、ボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるとともに、市が養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するコーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を受講させるものとする。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。

(3) ボランティア関係団体との連携

市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ボランティア関係団体との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

(附属資料)

・第13-9「愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱」

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）の策定と平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めよう努めるものとする。

(4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。

また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

第2章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 建築物の耐震推進	市	1(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行
第2節 交通関係施設等の整備	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 ライフライン関係施設等の整備	施設管理者等	1 <u>施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置</u>
第4節 文化財の保護	市	1 所有者と連携した適切な措置
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	市	1 「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく施設等の整備

第1節 建築物の耐震推進

1 市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。

また、同法に基づき、市内建築物が、県より、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定された場合、その建築物に対し、県への耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

- (1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。
- (3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

ア 防災上重要な建築物

(7) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中核を担う市役所、市出先機関、小中学校施設、消防施設

(4) 被災者の緊急救護所、避難所となる、病院、保健所、学校等の機関

イ 防災上重要な建築物に対する対応

重要な建築物については、激甚な災害に当たっても大きな機能障害を発生させない為、国土交通省その他の研究機関による新技術基準の策定、耐震設計基準の改訂、各震災被害報告及びそれを踏まえた基準等の改正に沿い、次の諸点を推進する。

(7) 新設建築物の耐震設計・施工の確保

(4) 既存建築物の耐震化整備計画の策定

(7) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(2) その他の市有建築物の耐震性の確保

その他の市有建築物のうち耐震性の不足するものの耐震改修

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、駅、百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。

4 住宅等の耐震性の向上促進

(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進

ア 民間木造住宅無料耐震診断の実施

市は、昭和56年5月以降に着工された木造住宅（以降旧基準木造住宅という）については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、市は旧基準木造住宅を対象に無料耐震診断事業を実施するものとする。

イ 民間木造住宅耐震改修費補助事業の実施

市は、旧基準木造住宅の耐震改修については、耐震改修費補助事業の実施により、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。

(2) 民間住宅の減災化施策の促進

市は、旧基準木造住宅を対象に市の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準木造住宅の減災化の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ア 普及・啓発

市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。

イ 建築関係団体や大学等と連携した取組

県、市及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努めるものとする。

県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。

(4) 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。

(5) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策

(1) 高層建築物の防災対策

11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について関係市町村を通じて指導の強化に努めるものとする。

(2) 窓ガラス等の外装材落下防止対策

都市の高密度化に伴い中高層建築物が近年極めて多くなっている。これらの建築物の中には、地震等の場合、窓ガラス、屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険が高いことから、避難路及び避難場所周辺では、落下防止対策の推進に努めるものとする。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

県や愛知県建築物地震対策協議会と協力して、建築士等を対象に判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、平成10年に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会(平成14年10月改組)において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 道路橋等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送(救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等)に必要な人員、物資等の輸送)を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路をあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路は、以下のとおり区分するものとする。

第1次緊急輸送道路 (県指定)	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路 (県指定)	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。

(4) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

イ 地元業者との協定締結

本市の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。

ウ 復旧資機材の確保対策

市内各地域の地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。

また、激甚な大規模災害が発生した場合には、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく隣接市町村との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

3 交通安全施設等

(1) 交通管制センター及び信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講じる。

(2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

(3) 可搬式信号機

信号柱が倒壊した場合などに使用するため、警察署等に配備している可搬式信号機を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(4) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交
通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(5) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

4 鉄道(名古屋鉄道株式会社)

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(3) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(4) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

(5) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

(6) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異状を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

5 河川

河川整備として、河川及び堤防については整備されつつあるが、地域開発の増進により排水量が急増し、施設の機能低下をきたしている箇所については、堤防のかさ上げ等の応急対策のほか、恒久対策として、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、河川の維持水位を極力低下させる河川改修を計画的に推進する必要がある。また、排水施設についても、地震に対してその機能が保持できるよう改築及び整備を図る。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 電力施設

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(7) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧 B 導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI 値 (*)、加速度値等を収集できるよう整備する。

*SI 値：Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン (cm/秒) で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が 0.1 秒～2.5 の範囲で積分平均することにより求められる。

オ 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

(3) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制 (工事会社を含む。) の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

(附属資料)

・第5-5「ガス製造、大量保有事業所」

4 上水道

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ポリ容器、水袋、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市又は県は、これらに積極的に協力する。

また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。

5 下水道

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実に
行うために、連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは
対応が不十分となることが予想されるため、他地方公共団体との相互協力体制を確立するこ
とを検討する。

(6) 民間団体の協力

本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛
知県部会と協定を締結し被災後に被災状況調査（管内テレビカメラ調査）を実施する。

(7) 流域下水道BCPに基づく防災対応力の向上

県は、地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、流域下水道事業継続計画
（流域下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、その成果を踏まえて計画内容の充実
を図る。

6 通信施設

(1) 電気通信

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国
内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐
震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図ってい
る。

(7) 設備の耐震対策

a 建物、鉄塔の耐震対策

b 通信機械設備の固定・補強等

(4) 防火・防水対策

a 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備

b 防水扉・防潮板の設置

c 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止

d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(7) 通信網の整備

a 伝送路の多ルート化

b 大都市における洞道網の建設促進及び整備

(エ) 各種災害対策機器の整備

a 孤立防止用衛星電話機の配備

b 可搬型無線機の配備

c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備

d 舟艇の配備

e 防災用資機材の配備

(オ) 防災に関する訓練

a 災害予報及び警報伝達の訓練

b 災害時における通信の疎通訓練

c 設備の災害応急復旧訓練

d 社員の非常呼集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

イ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

(ア) 設備の耐震対策

a 建物、鉄塔の耐震対策

b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備

b 防水扉・防潮板の設置

(ウ) 通信網の整備

a 伝送路の多ルート化

b 重要通信センタの分散化

(エ) 各種災害対策機器の配備

a 移動無線基地局（中継圏タイプ含む）車の配備

b 移動電源車の配備

c 22G マイクロエントランスの配備

d サービスカーの配備

(オ) 防災に関する訓練

a 災害予報及び警報伝達の訓練

b 災害時における通信の疎通訓練

c 設備の災害応急復旧訓練

d 社員の非常呼集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

従来の震度6に耐える蓄電池、発電装置系の耐震対策を震度7に強化

(キ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

衛星回線による基地局伝送路の検討

ウ KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対

する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

(7) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(4) 防火対策

- a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- b 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施

(7) 通信網の整備

- a 国際伝送路の多ルート化
- b 国内外代替伝送路の確保

(エ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 国際通信設備等の応急復旧訓練
- d 社員の非常参集訓練

(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

- a 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
- b 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
- c 可搬型国際電話ブース配備の検討

(カ) 緊急連絡手段確保対策

- a 緊急社員呼出しシステム導入の検討
- b アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討

(キ) 緊急輸送対策委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルート
の整備

エ ソフトバンクモバイル株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

(7) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(4) 防火・防潮対策

- a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- b 防水扉・防潮板の設置

(7) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化
- b 主要な中継交換機の分散設置
- c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

(エ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達
- b 非常招集
- c 災害時における通信疎通確保

- d 各種災害対策用機器の操作
- e 電気通信設備等の災害応急復旧
- f 消防
- g 避難と救護
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
衛星回線により基地局伝送路の検討
- (カ) 緊急輸送対策
委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

8 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

(2) ため池等の整備

既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。

ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。

また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

第4節 文化財の保護

1 市における措置

- (1) 防災思想の普及
文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する指導・助言
管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 連絡・協力体制の確立
災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適切な修理の実施
適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 防火・消防施設等の設置
自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財及び周辺環境の整備
文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

- (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握につとめる。

なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。

- ア 所有者名 ・所在地 ・連絡先 ・所轄消防署名
 - イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）
 - ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）
 - エ 所在地内の地図 ・周辺地図 ・広域地図
- (2) 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を県下3箇所に配備し、大規模災害時に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止につとめる。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

市は、市教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保につとめるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 市における措置

市は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策または地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等の整備計画を作成し実施する。

また、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業5箇年計画」を計画し地震防災対策推進を図る。

2 単独事業

(1) 防災対策事業

市及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業（防災基盤整備事業・公共施設等耐震化事業）を実施する。

ア 防災基盤整備事業の概要

(ア) 事業計画：防災基盤整備計画の策定、総務省へ提出

(イ) 対象事業：防災施設整備事業、防災システムのIT化事業、消防広域化対策事業

イ 公共施設等耐震化事業の概要

(ア) 事業計画：公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出

- (1) 対象事業：地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設
- (2) その他の事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 マスタープラン等 の策定	市	(1) 都市計画のマスタープランの策定 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市 施設の整備	市	(1) 都市における道路の整備 (2) 都市における公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の 促進	市	(1) 防火・準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整 備・改善	市	(1) 市街地開発事業等の推進 (2) 災害対策等に関する土地利用規制

第1節 マスタープラン等の策定

1 市及び土地区画整理組合等における措置

(1) 土地区画整理

市街化区域内の未整理地域における土地区画整理事業の実施に併せて、道路、公園及び上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。また、現在事業を実施中の布袋南部土地区画整理事業については、より整備の推進を図る。

(2) 街路の整備

都市計画街路は、都市活動に対応した交通処理を担うだけでなく、市民生活に欠くことのできない上下水道、通信ケーブル等の埋設、災害時の防災区画の形成や避難道路等多面的な役割機能をもつ施設であり、主要な幹線は、情勢の変化に応じた整備を図る。

(3) 都市公園の整備

公園、緑地、広場等も街路とともに重要な防災施設である。災害時の重要な避難場所として、また、火災発生時には、延焼及び飛火を防止する防火帯、応急救助活動、物資集積等の基地として、さらには、ヘリポートとしても活用できるので、都市防災の観点から公園、緑地の規模及び配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。

2 関連調整事項

都市計画は都市改造、土地区画整理、公園、緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分配慮し計画するよう考慮する。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 市における措置

(1) 建築物の防火規制

市街地における火災を防止するため、市街地の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域を防火地域として指定して耐火建築の促進を図り、また、市街地と郊外との中間の地域は、準防火地域に指定して大規模建築又は高層ビルを耐火建築物とし、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも防火構造とすることを規定している。こうした制度の活用により安全なまちづくりの促進を図る。

(2) 市街地再開発事業

密集市街地における道路、公園、広場等の都市空間の確保を図るため、市街地再開発事業の推進を図る。

(附属資料)

・第12-1「防火地域・準防火地域」

2 関連調整事項

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、他の諸施設の防災対策と関連させ総合的な防災計画を樹立し、大きく都市計画の問題として扱うよう考慮する。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 市における措置

(1) 建築物の防火規制

前節1(1)参照。

(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建事物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 防災空間の整備拡大

1 市における措置

都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

市は、「緑の基本計画」に基づき、都市公園の整備を積極的に進めていく。

(2) 都市公園の整備

公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

(附属資料)

・第12-2「都市公園の現況及び整備事業」

第4章 地盤災害の予防

■ 基本方針

- 地震により生ずる地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 被災宅地危険度判定の体制整備	市・県	(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 (2) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

1 市における措置

地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する。

第2節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された被災宅地危険度判定推進部会により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5章 防災施設等の整備

■ 基本方針

- 地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させる必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災施設・設備及び体制等の整備	市	1(1) 防災施設等の整備 1(2) 防災用拠点施設の整備促進 1(3) 防災中枢機能の充実 1(4) 地震計等観測機器の維持・管理 1(5) 緊急地震速報の伝達体制整備 1(6) 防災用拠点施設の屋上番号標示
	消防機関（市）	2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査
	水防機関（市）	3 水防倉庫の整備改善及び点検
第2節 災害用資機材の整備	市、消防機関（市）	1(1) 消防ポンプ自動車等の整備 1(2) 救助資機材の配備、備蓄の推進
	水防機関（市）	2 水防資機材の整備促進

防災施設・設備及び災害用資機材の整備

1 市における措置

(1) 防災施設等の整備

地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するため、災害活動拠点としての機能を有する堅牢な防災施設、耐震性防火水槽等及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、地域の自主防災会など防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させられるよう、総合的な施設を整備するものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、災害対策本部を常設整備するとともに、あらかじめ情報連絡を円滑に行うことができる中枢施設や情報連絡網等の体制を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 防災中枢機能の充実

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(4) 地震計等観測機器の維持・管理

市は、初動対応に遅れが生じることがないように、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(5) 緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(6) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

(附属資料)

・第1-1(3)「地震観測施設」

2 消防機関（市）における措置

消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

(附属資料)

・第5-1「消防施設・設備等」

3 水防機関（市）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

(附属資料)

・第3-2「水防施設、設備」

4 通信施設・設備等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努め、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

なお、市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

(附属資料)

・第4-1「無線局」

5 消防常備化、広域化の推進、救急業務実施体制の整備及び防災担当者の教育訓練の実施

- (1) 大地震に対処するには、防災資機材の整備だけでなく、消防の常備化、広域化を推進するとともに、救急業務実施体制の整備を図ることが必要である。
- (2) 地震災害に対処すべき防災関係者には、地震に関する深い知識と地震災害を防御するための防災資機材を自由に駆使し得る知識、技能の習得が必要である。
- (3) 市では、消防職団員に対して、教育訓練の徹底を図り、その技能向上を図ることとし、大地震に的確に対処し得る人材を養成する。

第6章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

○ <u>避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u>
○ <u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u>
○ <u>市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努める。</u>

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</u>	県、市	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 <u>避難場所及び避難路の指定等</u>	市	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保 (4) <u>避難路の選定</u>
第3節 <u>避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</u>	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備
	県	<u>判断基準の設定に係る助言</u>
第4節 <u>避難誘導等に係る計画の策定</u>	市、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成
第5節 <u>避難に関する意識啓発</u>	市、県	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備

1 県（防災局）における措置

県は、市に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第2節 避難場所及び避難路の指定等

1 市における措置

(1) 避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

(2) 広域避難場所の選定

市長は、住民の生命・身体を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるように配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していませんなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(3) 広域避難場所標識の設置等

広域避難場所を指定した市は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(4) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

◆ 附属資料第9「市町村別避難場所・避難所」

2 避難路の選定

避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(1) 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

(3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。

- (4) 津波や浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量になるべく少ないこと。

第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 収集できる情報として気象予警報及び気象情報を踏まえること

イ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)を参考にすること

ウ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

2 県(建設部)、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 避難場所、避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

- (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通ずる広報
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項
 - 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
 - イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
 - ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 (3)避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

1 市及び県（防災局、関係部局）における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 避難場所、避難所の名称
- イ 避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 避難場所、避難所への経路
- オ 避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

市及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ウ 避難場所、避難所滞在中の心得

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者の支援対策	県 市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備

1 市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバック

アップのもとに避難所等収容施設の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、「江南市避難場所選定基準」に基づき、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

イ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者、妊産婦・乳児等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

なお、東日本大震災以降、要配慮者として、乳児及びその保護者等も配慮が必要であると認識されており、市においても福祉避難所のひとつとして、乳児避難所の設置を進める。

ウ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、拡声器、テレビ、携帯ラジオ等

イ 運営事務機能の整備：台帳等の整備

ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

(4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

(附属資料)

- ・ 第8-1「江南市避難場所選定基準」
- ・ 第8-2「江南市避難所及び収容人員一覧表一覧表」
- ・ 第8-3「江南市広域避難場所一覧表」
- ・ 第8-4「江南市避難地一覧表」

第2節 要配慮者支援対策

1 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努めるものとする。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努めるものとする。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとすること。なお、避難行動要支援者名簿は、既に作成済みの災害時要援護者台帳を置き換える。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

- ① 区長
- ② 自主防災組織
- ③ 民生・児童委員
- ④ 江南市社会福祉協議会
- ⑤ 愛知県江南警察署
- ⑥ 江南市消防本部
- ⑦ その他市長が認めた団体、個人

(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を既存の災害時要援護者台帳に準ずるものとする。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置をとる。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

(4) 外国人等に対する対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等についてはピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。県、市を始め防災関係機関は、防災パンフレットの作成、各種行事、防災訓練の実施等を通じ、防災知識の普及啓発に努める。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県（防災局）における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開

始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

■ 基本方針

○ 市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 火災予防対策に関する指導	市	1(1) 一般家庭に対する指導 1(2) 防火対象物の防火体制の推進 1(3) <u>立入検査の強化</u> 1(4) 建築同意制度の活用 1(5) 危険物等の保安確保の指導
第2節 消防力の整備強化	市	1(1) 消防力の整備強化 1(2) 消防施設等の整備強化
第3節 危険物施設防災計画	市 危険物施設の管理者	1 保安確保の指導 2(1) 施設の保全及び耐震性の強化 2(2) 自主防災体制の確立
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	(1) 高圧ガス製造施設の対策 (2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策 (3) 防災活動対策
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	毒物劇物取扱施設の管理者	毒物劇物取扱施設の対策

第1節 火災予防対策に関する指導

1 市における措置

(1) 一般家庭に対する指導

市は、消防団、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

市は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

市は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保でき

るよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、江南市火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第2節 消防力の整備強化

1 市における措置

(1) 常備消防力の整備

市街地の拡大、地域の火災危険度等を考慮し、市民の安全を確保するため、迅速な消火活動等の拠点として分署の整備を図る。

(2) 消防用機械器具の整備

消防用機械器具の効率的な運用を図るため、年次計画により消防ポンプ自動車等の消防機械器具の増強、更新を行い整備保全を図る。

(3) 人命救助に必要な救急救助機械器具を整備する。

(4) 特殊災害に備え化学消火薬剤等の備蓄を増加する。

(5) 現在ある消防用施設、機械器具等の整備点検を行い常に有効活用できるよう努める。

(6) 消防水利の確保、整備

「消防水利基準」による設置基準を充足するよう、年次計画により防火水槽、消火栓を増設し消防水利の確保を図る。

ア 震災時においては、水道施設の破損及び道路障害等により消防活動に影響を及ぼすことが考えられるため、震災対策を踏まえて耐震性防火水槽の設置及び老朽化した防火水槽の延命措置、河川、プール等の水利確保に努める。

イ 消防水利について、定期的に調査点検し、常に有効活用できる体制とする。

(7) 消防団の機能の強化

消防団は、市民に対する出火防止の広報、地震災害に関する広報、初期消火、救助活動、常設消防隊に協力しての火災防ぎょ、避難の勧告、指示の伝達及び誘導、情報の収集及び伝達をその任務としている。なお機材等については、今後諸情勢を勘案しながら、さらに改善、充足を図るとともに、訓練の実施等による質的向上を図る。

(附属資料)

- ・ 第5-1「消防施設・設備等」
- ・ 第5-2「救助用設備等」

第3節 危険物施設防災計画

1 市における措置

市は、保安確保の指導として、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

（附属資料）

・第5-4「危険物（石油類、毒物劇物等）大量保有事業所」

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス製造施設は、高圧ガス保安法（以下この章において「法」という。）に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設の対策

ア 貯槽

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をする。

また、緊急遮断弁は、感震器と連動させる。

イ 塔類

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の附属品には十分な補強をする。

ウ 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎に乗せ、不等沈下を防止する。

エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。

オ 防液堤

必要な容量を確保し、耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

カ 防消火設備

水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

また、遠隔操作ができる構造とする。

キ 計装関係

自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。

また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

石油精製工場や化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、機器保護緊急停止が自動的に作動するが、装置全体の緊急停止は人の操作によって行われている。

このため、これら事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。

また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

毒物劇物取扱施設の管理者における措置

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

(附属資料)

- ・第5-4「危険物（石油類、毒物劇物等）大量保有事業所」

第9章 広域応援体制の整備

■ 基本方針

○ 市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 資料の整備	県、指定地方行政 機関	資料の整備
第2節 広域応援体制の整備	県、市	1(1) 災害時等の応援に関する協定（9 県 1 市） 1(2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 1(3) 応援協定の締結等 1(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備
	防災関係機関	2 応援協定の締結等
第3節 救援隊等による協力体制の整備	市	(1) 緊急消防援助隊 (2) 広域航空消防応援 (3) 愛知県広域消防相互応援協定

第1節 資料の整備

1 県（防災局）及び指定地方行政機関における措置

知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

第2節 広域応援体制の整備

1 県（防災局）及び市における措置

(1) 災害時等の応援に関する協定

県は、中部 9 県 1 市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。)) において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備えて、「災害時等の応援に関する協定」を締結している。

県市は、この協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

県は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を締結している。県は、この協定に基づく広域応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(3) 応援協定の締結等

市及び県は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結す

るなど必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

(附属資料)

- ・第14-5「愛知県内広域消防相互応援協定」

第3節 救援隊等による協力体制の整備

市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(3) 愛知県広域消防相互応援協定

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

(附属資料)

- ・第14-5「愛知県内広域消防相互応援協定」

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 予告無しにやってくる地震災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による災害対策の推進はもとよりのことであるが、市民一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、学校教育、広報等を通じて防災意識の高揚を図る。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、県民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。
- 自らが災害を免れた場合に被災地のために救援奉仕活動を行う意思のあるグループにあらかじめ登録しておき、災害時に必要な情報を提供する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	市、県	1(1) 総合防災訓練 1(2) 通信連絡訓練 1(3) 浸水対策訓練 1(4) 動員訓練 1(5) 自主防災組織等の実施する防災訓練の指導協力 1(6) 訓練の検証 1(7) 図上訓練等
	市教育委員会	2(1) 計画の策定及び周知徹底 2(2) 訓練の実施 2(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	市	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する広報 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	市	1(1) 児童生徒等に対する安全教育 1(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校（登降園）の安全確保 2 市職員に対する地震防災教育
	防災関係機関	3 防災教育の実施
第4節 地震相談の実施	市	(1) 耐震診断及び現地診断の実施 (2) 地震に関する相談の実施

第1節 防災訓練の実施

1 市、県（防災局、各部局）における措置

(1) 総合防災訓練

市は、毎年8月30日から9月5日の防災週間を中心に、市の地域における防災関係機関並びに民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の協力、連携のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むことや、実働訓練を夜間等に実施することなどにより実践的なものとし、次のとおり実施する。

ア 東海地震を想定した予知型対応訓練

県の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発表並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、市民への「呼びかけ」訓練、さらに地震発生後の被害情報等の収集伝達訓練などを実施する。

イ 直下型大規模地震を想定した発災対応型訓練

阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現場指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難場所の機能確保訓練やボランティアの受入体制及び活用訓練などを実施する。

(2) 通信連絡訓練

地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を受けることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、更には内部処理の方法並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なおこれらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

(3) 浸水対策訓練

市及び県は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御に当たり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施に当たっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

ア 観測（水位、雨量、風速）

イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

ウ 動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）

エ 輸送（資機材、人員）

オ 工法（水防工法）

カ 樋門、角落し等の操作

キ 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）

(4) 動員訓練

市及び県は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 自主防災組織等の実施する防災訓練の指導協力

市及び県は、自主防災組織あるいは防災関係機関等が実施する防災訓練について、計画遂

行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(6) 訓練の検証

市及び県は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(7) 図上訓練等

市及び県は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する本部要員及び支部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

2 市教育委員会における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

市における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、地震災害に関する講演会の開催やビデオなどを自主防災会、学校等に貸し出して、防災思想の高揚や防災教育の推進を図る。

さらに、市は防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 東海地震の予知に関する知識

ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

エ 予想される地震に関する知識、地域の危険度に関する知識

オ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

カ 正確な情報の入手

キ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

ク 地域の避難場所、避難路に関する知識

ケ 避難生活に関する知識

コ 家庭における防災の話し合い

サ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家

具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

シ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(2) 防災に関する広報

市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

ア 平常時の心得に関する事項

イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項

ウ 地震発生時の心得に関する事項

エ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

(3) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日分以上(可能な限り1週間分程度)の家庭内備蓄を推進する。

また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

(4) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、県、市等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

(5) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市教育委員会における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ）において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識の養育及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の養育及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

- (ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- (ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。
- (エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。
- (オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。
- (カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア) (イ)から(エ)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 職員に対する地震防災教育

市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容
- (4) 予想される地震に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 地震相談の実施

1 市における措置

- (1) 耐震相談及び現地診断の実施
地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料で

耐震相談を実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

(2) 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている市民のために、相談に応ずるものとする。

第11章 震災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

○ 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
震災に関する調査研究の推進	市	1(1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査） 1(2) 被害想定に関する調査研究 1(3) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1(4) 平成9年度に愛知県が実施した尾張西部地域活断層調査の結果（岐阜—一宮線） 1(5) 防災アセスメントと防災マップ等の作成 1(6) 地籍調査

震災に関する調査研究の推進

1 市における措置

(1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査）

本市の自然的、社会的条件についての調査は、調査研究の最も基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できる部分が多い。自然的条件については、本市が過去に調査した地質、地盤の構造などを基に調査研究を行った。

(2) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的効果的推進を図るうえで重要である。

今後市においても、基礎的調査及び地震の発生・規模等に関する調査の基礎のうえに、下記の予測等を実施することが必要である。

- ア 建物倒壊予測
- イ 火災予測
- ウ 人的被害予測
- エ 重要公共建造物の耐震診断の実施と被害予測
- オ 危険物施設破壊予測等

また、交通関係施設、ライフライン施設等それぞれの想定結果を総合し、地域の災害特性を明らかにする調査研究を行う。

(3) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるために耐震診断、避難路等の調査研究を実施する。

(4) 平成9年度に愛知県が実施した尾張西部地域活断層調査の結果（岐阜—一宮線）

大深度反射法探査を実施した結果、深さ 2,000m程度までの地下地質には、上下変位を示す累積的な構造は認められず、深部の基盤（中・古生層）から浅部へ連続する明瞭な断層や撓曲（とうきょく）も確認されなかった。このため、岐阜—一宮線が大きな地震を繰り返して起こしてきた主要起震断層と想定することは、困難である。

ただし、地層の小規模な不連続は認められることから、比較的最近に活動を始めた断層であるために活動の痕跡を検出できなかった可能性もあるので、確実に活断層はないとまでは、断定できない。

なお、探査結果から地表付近の地層の不連続や水準点変動、地表地形、地盤沈下量がこの付近を境として変化していること、濃尾地震時の被害の集中を始め、遺跡には地震跡が少なからず発見されていること、さらには、軟弱な沖積層が厚く発達していることなども考慮すると、地震に対する注意は、引き続き怠るべきではないと判断される。

（附属資料）

・ **第11-3「岐阜—一宮線位置」**

(5) 防災アセスメントと防災マップ等の作成

市においては、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントの実施とコミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(6) 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（江南市における組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災会議	市	1 江南市防災会議
第2節 災害対策本部の設置・運営	市	1(1) 初動体制 1(2) 非常配備体制
第3節 職員の派遣要請	市	(1) 国の職員の派遣要請 (2) 他市町村の職員の派遣要請 (3) 職員派遣のあっせん要求 (4) 他市町村の職員の応援

第1節 防災会議

江南市防災会議

江南市防災会議は、江南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するため、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づいて市長の附属機関として設置されており、災害が発生した場合は、当該災害に関する情報を収集する。

なお、市防災会議の所掌事務、組織及び運営に関する事項は、江南市防災会議条例に定めるところによる。

（附属資料）

- ・ 第13-1「江南市防災会議条例」

第2節 災害対策本部の設置・運営

1 初動体制

勤務時間外に大地震（震度4以上）が発生した場合、江南市災害対策本部（以下本章において「本部」という。）の設置に至るまで、あるいは各配備体制のもとで招集された職員が参集し、ある程度体制が整うまでの間の活動の空白をなくするための体制について定めるものとする。

- (1) 緊急防災要員の設置等
 - ア 市長等の緊急登庁

市長等（副市長、教育長、各部長相当職及び消防団長）は、勤務時間外に大地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに本庁へ緊急登庁する。

イ 緊急防災要員の指定

緊急防災要員（以下「要員」という。）は、居住地、職務経歴等を勘案し、市長があらかじめ指定する。ただし、消防職員等独自の計画で活動の必要がある職員にあっては除くものとする。

(2) 班の構成等

ア 班の構成は、総務班、情報連絡班、現地班及び調査班をもって構成する。

イ 総務班に指定される要員は、本庁へ短時間に徒歩又は自転車等で登庁可能な職員とする。

ウ 情報連絡班に指定される要員は、本庁へ短時間に徒歩又は自転車等で登庁可能な職員とする。

エ 現地班に指定される要員は、各避難所へ短時間に徒歩又は自転車等で参集できる職員とする。

オ 調査班に指定される要員は、各地域及び近隣に居住する職員とする。

カ 班（調査班を除く）には、班長、副班長及び班員を置く。

(3) 要員数及び分担事務

各班の要員数及び分担事務は別表第6による。

(4) 参集基準及び場所

要員は、勤務時間外に大地震（震度5弱以上）が発生したときに、あらかじめ指定された場所（別表第7）に直ちに参集する。

(5) 初動体制の解除

本部が正常な運営を行うことができる状態に至ったときは、本部長の指示により初動体制を解く。

(6) その他の職員の動員

その他の職員の動員計画については、本章2 非常配備体制の基準に基づくものとする。

2 非常配備体制

市長は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として、本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。

(1) 本部

ア 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに江南市災害対策本部条例及び江南市災害対策本部要綱に定めるところによる。

イ 本部の設置及び廃止

本部は、次の区分により設置し、災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

(ア) 名古屋地方気象台が、江南市において震度4以上の地震が発生したと発表したとき。

(イ) 市の地域に相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。

ウ 本部の非常配備基準

本部の活動体制の確立のためには、市職員の動員配備体制を確立することが最も重要である。

市は、次の基準によりあらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努めなければならない。

(ア) 第1非常配備

- a 江南市において震度4の地震が発生したとき。
 - b 災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。
- (イ) 第2非常配備
- a 江南市において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。
 - b 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。
- (ウ) 第3非常配備
- a 江南市において震度6弱以上の地震が発生したとき。
 - b 大規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。
- エ 本部の標識等
- 本部の標識の種別は次のとおりとする。
- (ア) 標示板
- 本部を設置したときは、標示板を防災センター玄関前に掲示する。
- (イ) 標旗
- 防災活動に使用する自動車は、標旗を取り付ける。
- (ウ) 腕章等
- 防災活動に従事する職員は、あらかじめ貸与された防災服その他の装備及び腕章を着用する。
- (2) 非常配備の分担任務及び動員数
- 非常配備における分担任務及び各段階における動員数は、別表第1、別表第2及び別表第3による。
- (3) 非常配備の編成
- ア 非常配備の区分
- 職員の非常配備の編成は、次の配備内容を基準に、あらかじめ各課等の長は第1非常配備から第3非常配備における担当職員を定め、別に掲げる様式第1により防災安全課長へ報告するものとする。
- (ア) 第1非常配備の配備内容
- 災害が発生するおそれがあり、今後の状況の推移に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときで、当該災害に関する組織の少数の人員をもって災害応急対策を推進する体制。
- (イ) 第2非常配備の配備内容
- 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときで、当該災害に係る組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制。
- (ウ) 第3非常配備の配備内容
- 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときで、全組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制。
- イ 各課等の非常配備計画
- 各課等の長は、あらかじめ非常配備体制の配備内容に対処する非常配備要員（以下「配備要員」という。）及び非常配備伝達の系統を定め、所属職員に周知しておかなければならない。
- ウ 職員の非常登庁
- (ア) 地震に関する情報の発表により自動的に非常配備が指令される場合は、積極的に定められた非常配備につかなければならない。
- (イ) 災害対策に係りの深い各課等の職員は、勤務時間外においても災害が発生するおそれがあるときは、以後の状況の推移に注意し、指令を待つことなく自己の判断により速や

かに所定の場所に参加しなければならない。

(7) 道路等の損壊により、定められた災害応急対策活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策に従事する。

- a 通信連絡により所属長又は本部の指令を受ける。
- b 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、避難場所に参加する。

(4) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

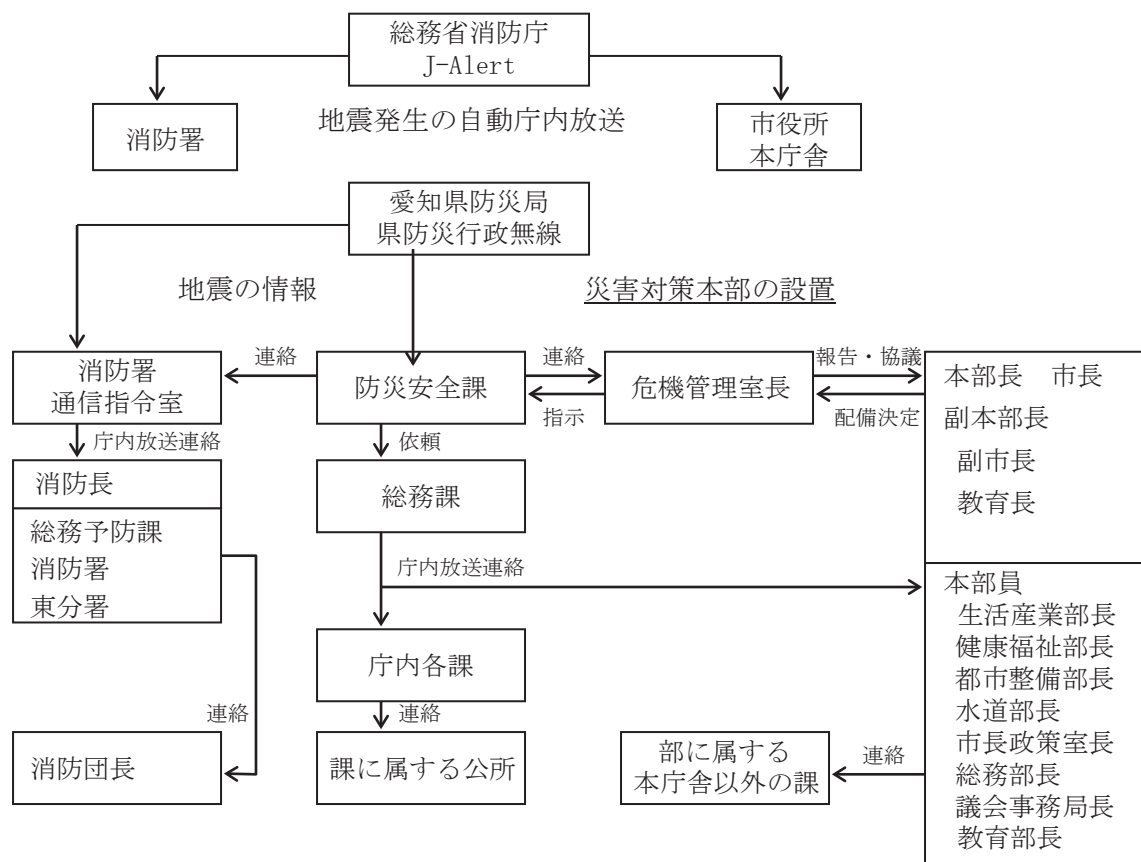
市長は、当該市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(6) 非常配備の伝達

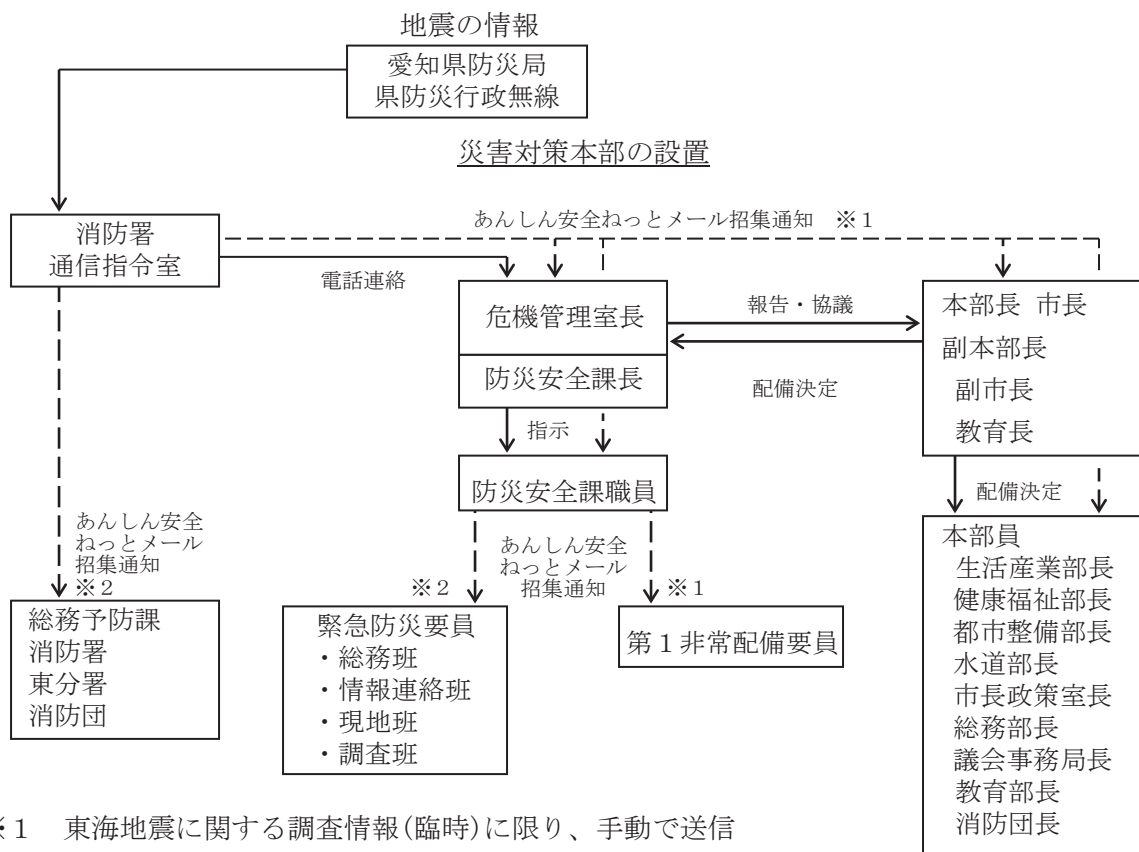
非常配備の伝達は、次に掲げる系統により行うものとし、時間外における伝達は、あんしん・安全ねっと、第1非常配備要員等を通じて行うものとする。

ア 勤務時間内の伝達

防災安全課は、庁内放送、あんしん・安全ねっと、電話又は無線により地震の情報及び非常配備の種別を伝達する。



イ 勤務時間外の伝達（震度4以上の地震が発生したとき・東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表されたとき）
次の図により地震の情報及び非常配備の種別を伝達する。



- ※1 東海地震に関する調査情報（臨時）に限り、手動で送信（その他は、全てJ-Alertから自動で送信）
※2 震度4と東海地震に関する調査情報（臨時）は対象外

第2非常配備以降の場合

- ① 第2非常配備要員に対しては、消防署（通信指令室）からあんしん・安全ねっと及び第1非常配備要員から電話により連絡する。
② 第3非常配備要員に対しては、第2非常配備要員から電話により連絡する。

ウ 勤務時間外の第2非常配備につかない職員の職務

第2非常配備につかない職員は、自己の居住地付近の災害情報を把握し、本部へ通報するよう努め、いつでも非常配備につけるように待機するものとする。

(7) 職員の応援

本部各部長は、災害対策活動を実施するにあたり配備要員が不足し、他部班の応援を受けようとするときは、次のとおりとする。

ア 他部班への応援要員

本部各部長は、自部の各班がその分担任務を処理するにあたり配備要員が不足し自部内他部の配備要員を動員してもなお不足するときは、別に掲げる様式第3により、市長政策

室長に要請する。

イ 市長政策室長の処置

市長政策室長は、上記の応援の要請を受けた場合は、他の部班の配備要員を動員し派遣する。

（附属資料）

- ・ 第2-1「江南市災害対策本部標識等」
- ・ 第13-2「江南市災害対策本部条例」
- ・ 第13-3「江南市災害対策本部要綱」
- ・ 第13-4「江南市災害対策本部員会議運営要領」

第3節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

第2章 活動態勢（県・防災関係機関等における組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
災害対策本部の設置・運営	県	1 災害情報センターを設置
	防災関係機関	2(1) 指定地方行政機関 2(2) 指定公共機関及び指定地方公共機関 2(3) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

災害対策本部の設置・運営

1 県における措置

県は、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各部署は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市に対する県の支援体制の強化を図るため、尾張県民事務所に方面本部として、災害対策センターを設置するとともに、必要に応じて市に支援要員となる県職員を派遣する。

なお、市は支援業務の円滑な実施のために平常時から支援要員との連携強化を図る。

2 防災関係機関等の活動における措置

(1) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(2) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画その他の計画により防災組織を整備して自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

(3) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、指定公共機関及び指定地方公共機関に準じた活動を行う。

（附属資料）

・第2-2(2)「災害発生時における防災体制図」

第3章 避難行動

■ 基本方針

- 津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地震情報等の伝達	市	1(1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 1(2) 伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底 1(3) 受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等への伝達
	気象庁又は名古屋地方気象台	2(1) 緊急地震速報の実施 2(2) 地震に関する情報の発表
	県	3(1) 伝達された情報を関係市町村へ通知 3(2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報の伝達
	報道機関	4 伝達された情報等の速やかな放送等
第2節 <u>避難の報告・指示</u>	市	<u>1(1) 避難の指示</u> <u>1(2) 知事等への助言の要求</u> <u>1(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）</u> <u>1(4) 他市町村又は県に対する応援要求</u> <u>1(5) 広域一時滞在に係る協議</u>
	水防管理者	<u>2(1) 立退きの指示</u> <u>2(2) 通知（水防法第29条）</u>
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	<u>3(1) 洪水等のための立退き指示</u> <u>3(2) 津波、地すべりのための立退き指示</u> <u>3(3) 通知（地すべり等防止法第25条）</u> <u>3(4) 市長への助言</u> <u>3(5) 市長の事務の代行</u> <u>3(6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請</u> <u>3(7) 他市町村に対する応援指示</u> <u>3(8) 広域一時滞在に係る協議等</u>
	県警察（警察官）	<u>4(1) 警察官職務執行法第4条による措置</u> <u>4(2) 災害対策基本法第61条による指示</u> <u>4(3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項）</u>
	自衛隊（自衛官）	<u>5(1) 避難等の措置</u> <u>5(2) 報告（自衛隊法第94条）</u>

第3節 住民等の避難誘導	市	1(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援
-----------------	---	---

第1節 地震情報等の伝達

1 市における措置

- (1) 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。
- (3) 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等への伝達に努めるものとする。

2 気象庁又は名古屋地方気象台における措置

気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表する。

(1) 地震に関する情報等

ア 緊急地震速報の実施

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、気象業務法の地震動特別警報、その他の緊急地震速報は、地震動警報に位置づけられる。)

イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。

種類	内容等
震度速報	地震発生1分半後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表(愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信)
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、愛知県及び隣接県(静岡・長野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地震回数に関する情報(以下に示す地域で地震が多発した時に、震度1以上を観測した地震の回数を発表) 「長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖」 ・この他、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

3 県（防災局）における措置

- (1) 気象庁又は名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く）するものとする。
- (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。

4 報道機関における措置

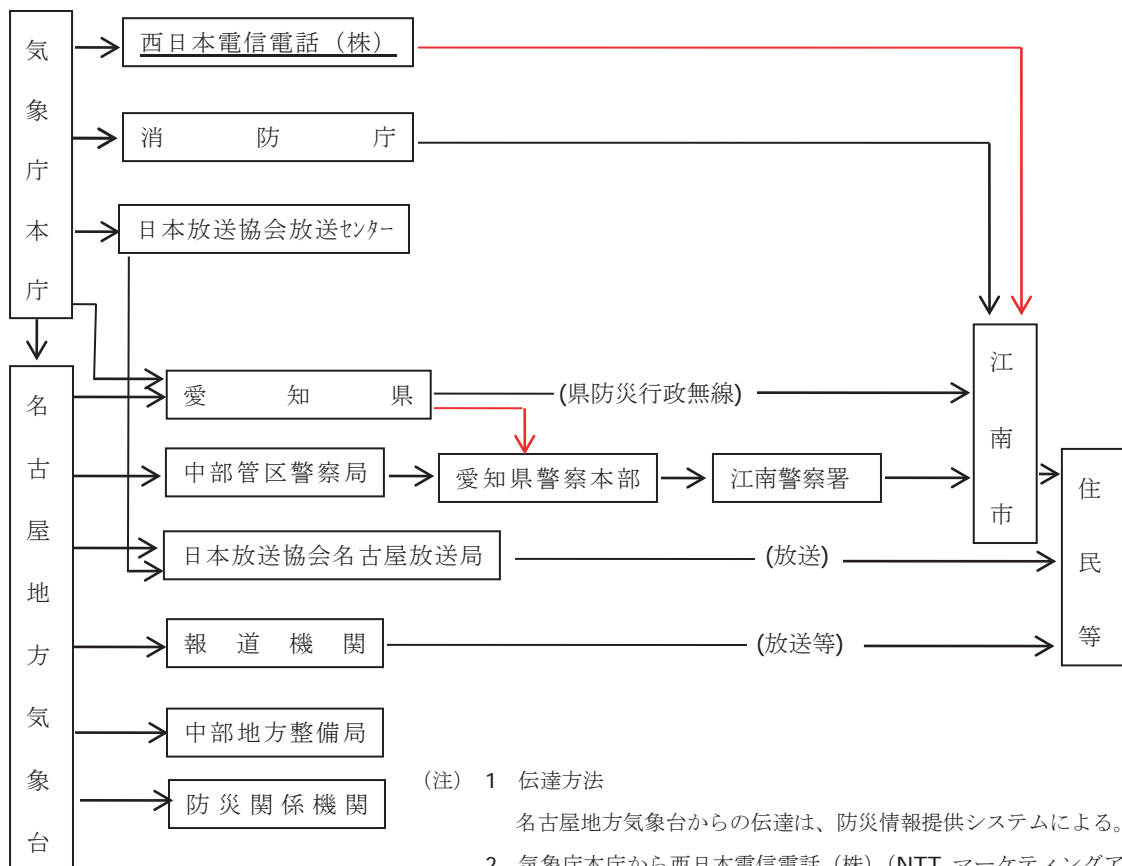
日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

5 その他防災関係機関における措置

気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。

6 地震情報等の伝達

- (1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。



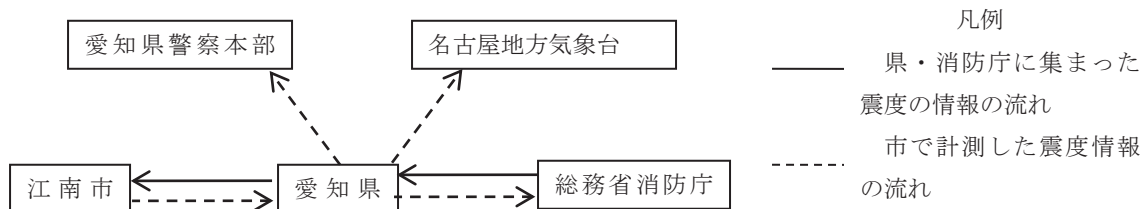
(注) 1 伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

- 2 気象庁本庁から西日本電信電話(株)(NTT マーケティングアクト福岡104センタ)には、津波特別及び津波警報についてのみ伝達を行う。

- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるため、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。
- (3) 県防災局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図



7 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

なお、警察官通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

第2節 避難の勧告・指示

1 市における措置

(1) 避難の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

(3) 報告（法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(5) 広域一時滞在に係る協議

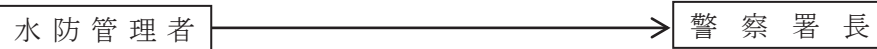
災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水による氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

(1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 市長への助言

知事は、市長から避難のための立退きの勧告等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

(3) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市長が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の勧告又は指示を行う。

(4) 自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(5) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(6) 広域一時滞在に係る協議等

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。

県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

4 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

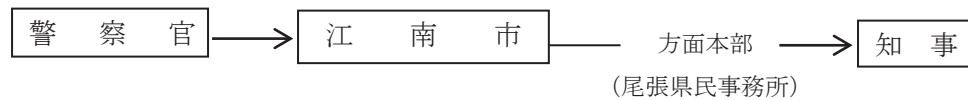
市長による避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2)の場合 (通知及び報告・法第61条第3項及び4項)

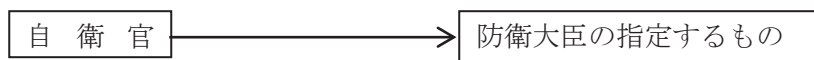


5 自衛隊 (自衛官) における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にい
ない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告 (自衛隊法第94条)



6 避難の勧告及び指示の区分

避難の勧告及び指示は、避難勧告と急を要する場合の避難指示に区分し、次のように定める。

(1) 避難勧告

事前の避難勧告は、災害に関する警報が発せられる過去の災害の発生の例、地形等から判
断すれば、区域内に災害発生のおそれがある場合に行うものとし、災害の規模及び状況によ
り、それぞれ危険地域に及ぶものとする。

(2) 避難指示

緊急避難指示は、事前避難のいとまがなく、区域内に災害の発生が確定的となった場合、
又は一部に災害による被害が発生した時に居残っている者がいる場合に行うものとし、その
危険地域全般に及ぶものとする。

7 避難の措置と周知

避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するととも
に、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 伝達の方法

ア 防災行政無線 (屋外拡声子局、防災ラジオ) による伝達

防災行政無線 (屋外拡声子局、防災ラジオ) を使用し、一斉に伝達する。

イ 携帯電話による伝達

あんしん安全ねっとや緊急速報メール機能を使用して、登録者や市内滞在者へ一斉に伝
達する。

ウ 広報車による伝達

市の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

エ 個別巡回による伝達

避難を勧告及び指示した時が夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合等において
は、市役所、消防署、警察署の職員及び消防団員等により、関係地区を巡回し、携帯スピ
ーカー等を利用して、口頭伝達を行う。また、自主防災組織の協力を得て行う。

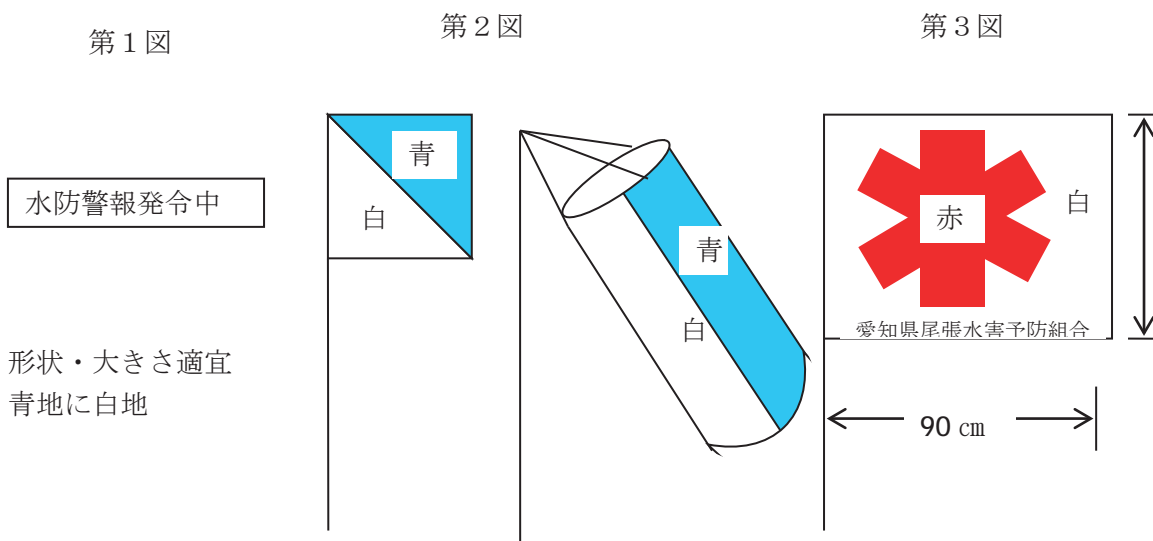
オ 信号による伝達

危険区域の住民に避難のための立退きを指示する場合は、サイレンを利用して、水防法

に基づき、県が定める水防用の信号により伝達する。

水防標識と水防信号

水防標識……水防警報発令の標識は、第1図、第2図の標識を用いるものとし、緊急自動車として使用する車は、優先通行を確保するため第3図の標識を掲げる。



水 防 信 号

種 類	サイレン信号
出 動	約5秒 _____ 約6秒
避 難	約3秒 _____ 約2秒
備 考	信号継続時間は適宜とする。

カ ラジオ、テレビ放送による伝達

ラジオ、テレビの放送局に対して、勧告及び指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

キ インターネットを利用した伝達

インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を依頼する。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

(2) 伝達の内容

市長等、避難の勧告・指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア 避難対象地域

- イ 勧告又は指示とその理由
- ウ 避難所の名称及び所在地
- エ 避難経路（必要のある場合）
- オ 注意事項（火災、盗難の予防、携行品、服装等）
- カ その他の必要な事項

(3) 関係機関の相互連絡

市、県、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

8 避難の方法及び誘導等

(1) 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- ア 避難に際しては、必ず火気等の始末を完全に行う。
- イ 大雨又は台風期には、災害に備えて、家屋を補強する。
- ウ 事業所等にあつては、浸水その他の被害による油脂等の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- エ 避難者は、ある程度の食糧、飲料水、手拭等の日用品、照明器具及び救急医薬品等を携行する。
- オ 避難者は、できるだけ氏名票を準備する。
- カ 服装は、軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- キ 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- ク 病院、保育園等多数の患者、乳幼児等を収容している施設にあつては、平常時において避難計画をたて、市役所、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

第3節 住民等の避難誘導

1 住民等の避難誘導

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあつては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

2 移送の方法

避難の移送及び輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。なお、被災地が広域で大規模な避難の移送を要し、市において処置できないときは、災害対策本部長は、知事に対し応援を要請するものとする。

3 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはそ
の障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(4) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(5) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(6) 外国人への情報の提供と収集

市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティアを避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。

4 応援協力関係

(1) 市は、保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、
県へ要請するものとする。

(2) 応援の要請を受けた県は、広域調整等によりこれを支援する。

第4章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 県、市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。
- 県、市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。
- 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。
- 市は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。
- 市は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等 の収集・伝 達	市	1(1) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 1(2) 行方不明者の情報収集 1(3) 即報基準に該当する火災、災害の報告 1(4) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告 1(5) 被災者台帳の作成
	県	2(1) 市への職員派遣及び情報収集 2(2) 内閣総理大臣（消防庁経由）への報告及び災害応急対策完了後 20 日以内の確定報告 2(3) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知
	県警察本部、自衛隊及び航空機を所有する各機関	3 航空機による被害状況の偵察
第2節 通信手段の 確保	市	通信手段の確保
第3節 広報	市	1(1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1(2) 相談窓口等の開設 1(3) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 1(4) 住民への災害広報

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市における措置

- (1) 市長は、異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。

この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

- (2) 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。
- (3) 市は、火災、災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）（以下、「即報要領」という。）即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

- (4) 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

- (5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 県（防災局、関係部局）の措置

- (1) 県は、区域内の市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ市に職員を派遣し、市被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。
- (2) 市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第 53 条による報告、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、応急対策終了後 20 日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。
- (3) 県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

3 県警察本部、自衛隊及び航空機を所有する各機関の措置

大規模な地震が発生し、甚大な被害が予想される場合、県警察本部、自衛隊及び航空機を所有する各機関は次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察活動を実施し、その結果を災害対策本部災害情報センターに通報するものとする。

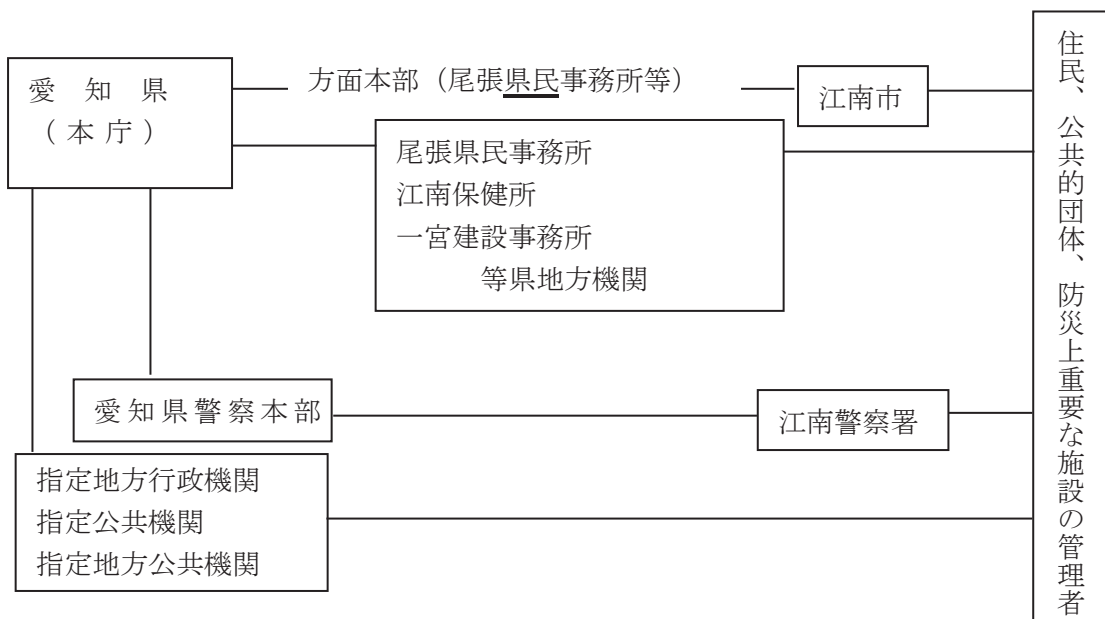
- (1) 災害発生場所、延焼の状況
- (2) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (3) 建築物の被害状況（概括）
- (4) 公共機関及び施設の被害状況
- (5) 住民の動静
- (6) その他

なお、この上空偵察結果は必要に応じ、関係市町村に連絡するものとする。

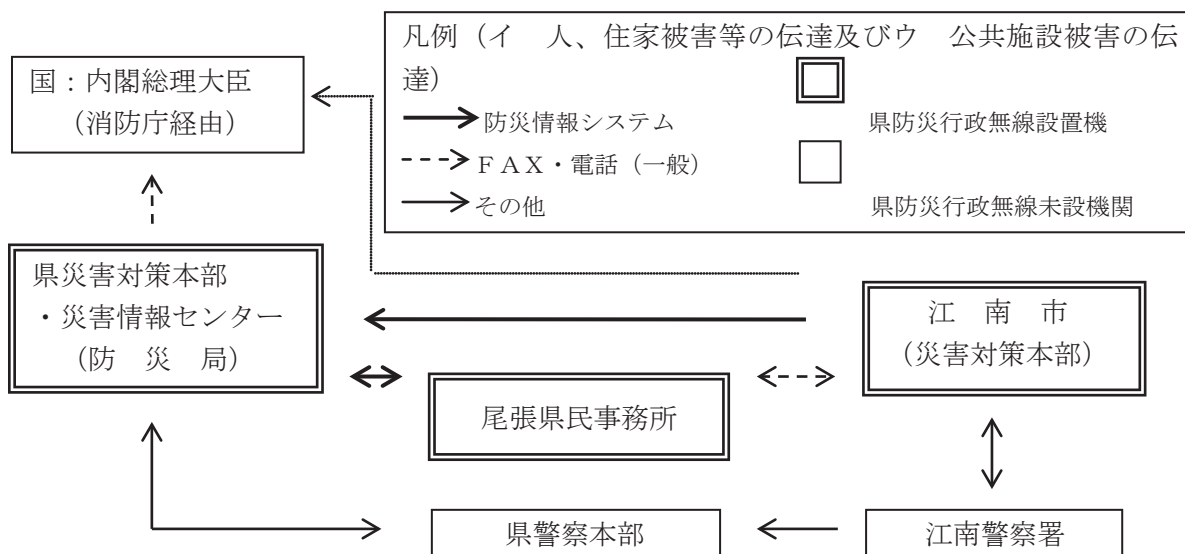
4 被害状況等の収集、伝達ルート

(1) 被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。

ア 一般的な伝達



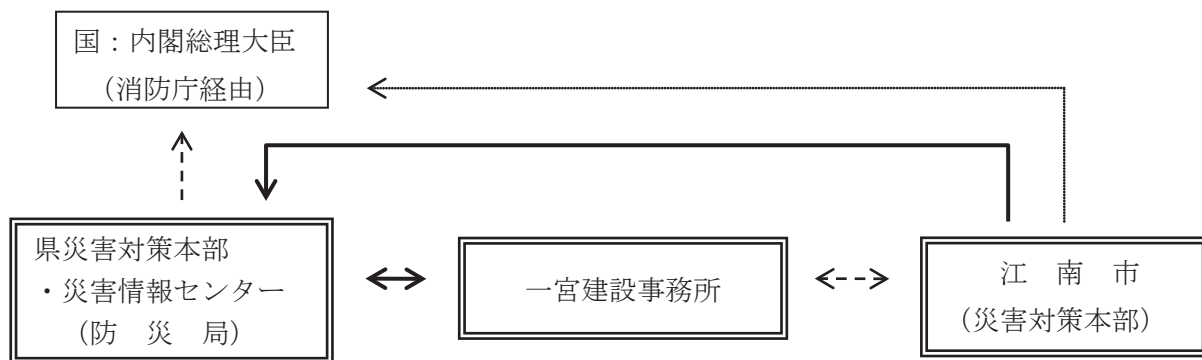
イ 災害発生状況等、人的被害、住家被害及び避難状況、避難所開設状況の伝達



ウ 公共施設被害の伝達

(7) 河川被害

災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき及び応急復旧したとき。



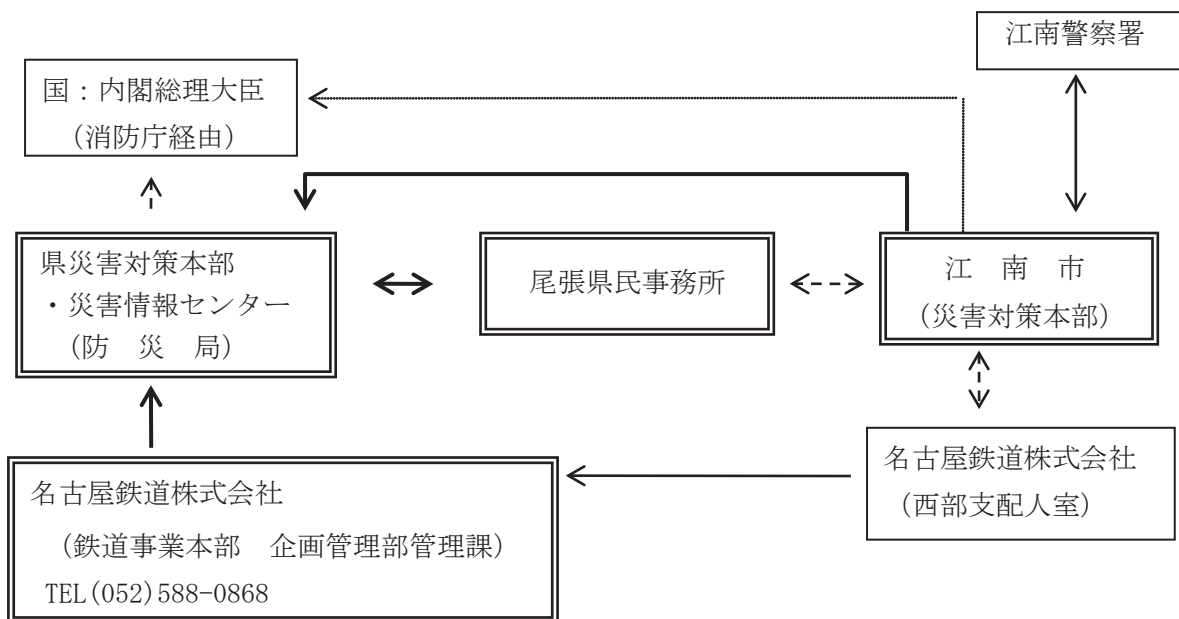
(イ) 道路施設被害

災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（事前通行規制区間外及び事後通行規制を生じたとき。）が発生したとき、及び応急復旧したとき。



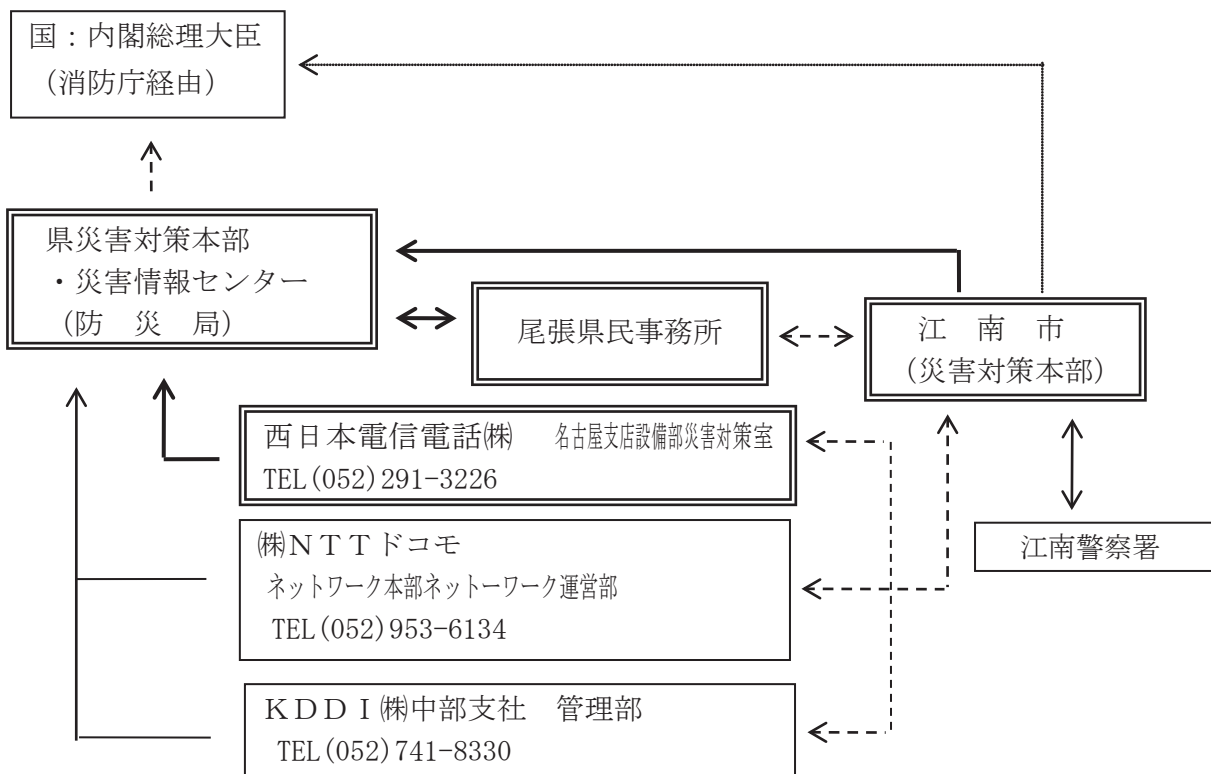
(ウ) 鉄道施設被害

災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（不通区間を生じたとき、又は運行を停止したとき。）が発生したとき、及び応急復旧したとき。



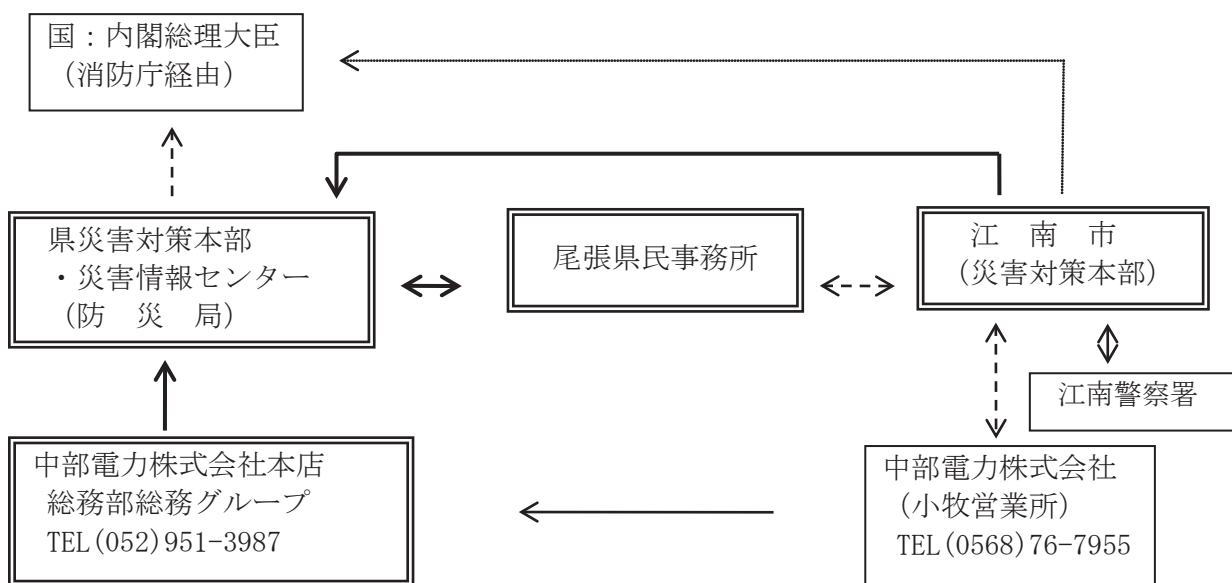
(エ) 電信電話施設被害

災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（通信不通区間を生じたとき。）が発生したとき、及び応急復旧したとき。



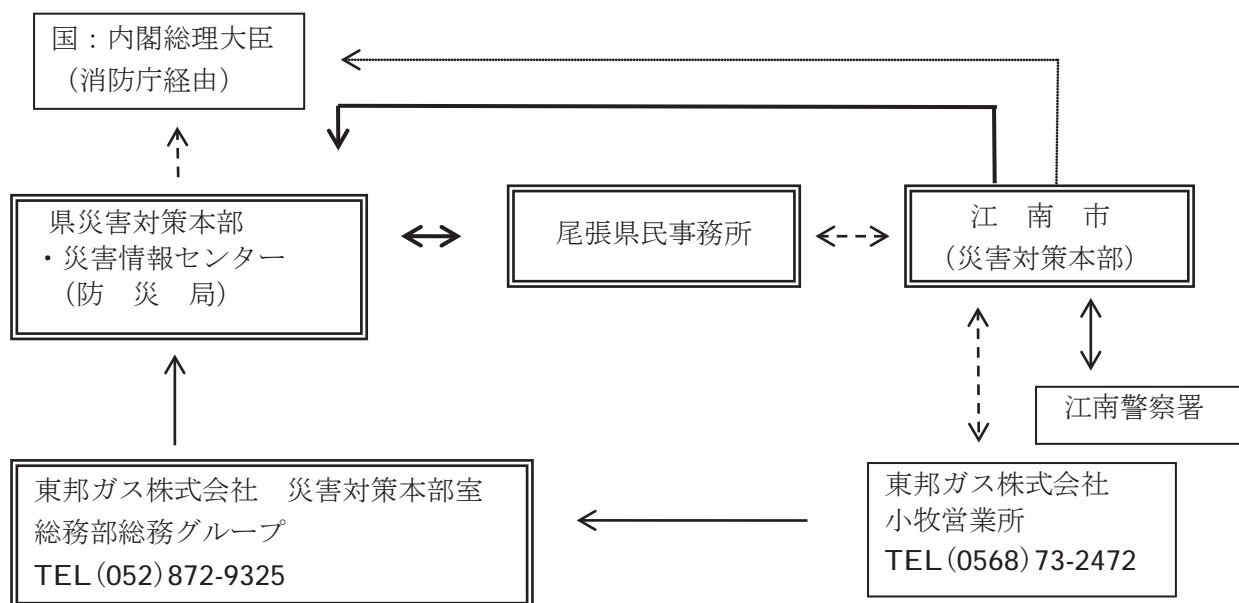
(カ) 電力施設被害

災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（電力の供給を停止したとき。）が発生したとき、及び応急復旧したとき。



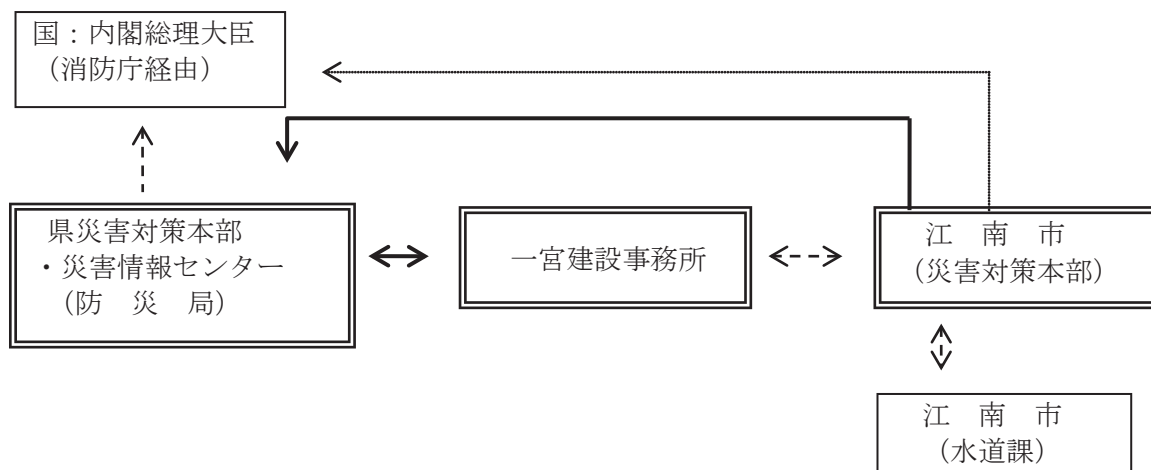
(カ) ガス施設被害

災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（ガスの供給を停止したとき。）が発生したとき、及び応急復旧したとき。



(キ) 水道施設被害

災害対策本部が設置されたとき



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。
- (3) 情報の収集伝達については、「本編第3章通信の運用」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

5 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 市及び各防災機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。
- (2) 市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。
- (3) 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

6 情報の収集伝達内容

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部設置状況・応急対策状況 (全般)	様式第11及び 様式第12によること
人的被害等	人的被害	様式第13によること
	避難状況、救護所開設状況	様式第14によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式第15によること 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	
その他の公共施設被害		

※愛知県防災情報システムを活用し、伝達する。

※ただし、県等への報告の際は、県様式の番号を確認し、間違いのないように留意すること。

※様式第12に係る被害の程度、応急対策状況（経過）及び要請事項欄記載の内容の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み

- ・主要道路、交通機関の被害状況及び応急対策活動状況、復旧見込み
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・応援要請又は職員派遣の状況

(附属資料)

- ・第10-1「県及び消防庁への連絡経路」
- ・第10-2「県への連絡先」
- ・第10-3「消防庁への連絡先」

7 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあつては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。
また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。
- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

8 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握・共有する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

1 市における措置

(1) 通信連絡システムの整備

ア 計画方針

災害時の通信情報連絡手段は、原則的には有線通信設備によるものとするが、有線の途絶を考慮し、無線通信手段の活用を図るため、無線通信設備が設置してある施設については、有線通信及び無線通信を併用するものとする。

イ 愛知県防災行政無線

県から発信される災害に関する情報の受信及び通信連絡は、県防災行政無線を利用して行う。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

ウ 衛星通信施設の使用

市は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の受伝達に努める。

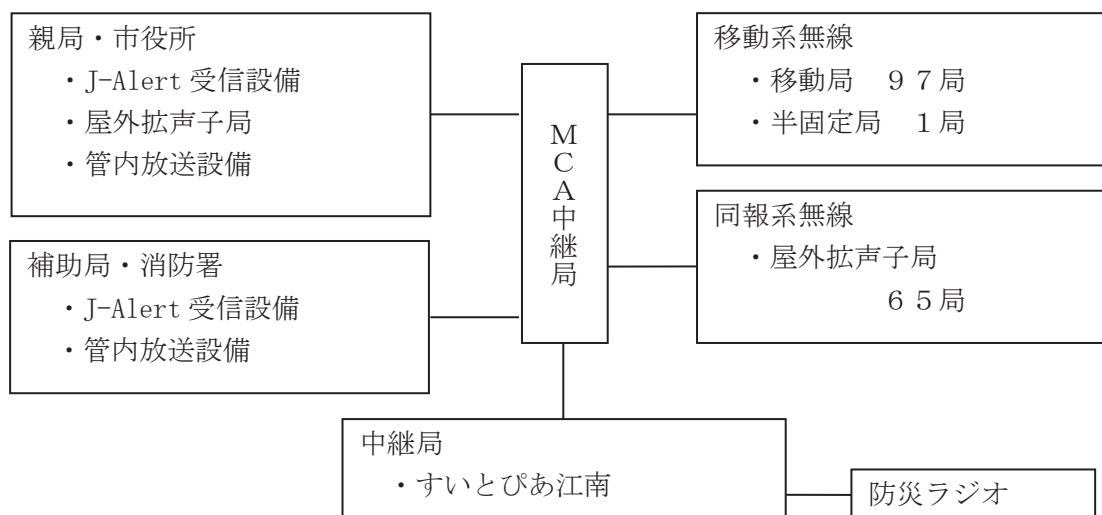
エ 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

オ 江南市防災行政無線

親局・補助局（本部）及び移動系無線（現場）間相互に緊急を要する市内の通信連絡や、同報系無線を利用した一斉放送は、江南市防災行政無線を利用して行う。

江南市防災行政無線通信系統図



(2) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(7) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予報警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。

(ロ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(ハ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(ニ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間の発受するものを含む。）

(ホ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(ヘ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員の無線局を選定することが望ましい。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱が便宜であるよう次の事項を守るよう心がけなければならない。

(7) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。

a 電報形式又は文書形式とすること。

(4) 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。

(7) 非常通信はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信系路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。

(3) 電話及び電報の優先利用

ア 一般電話及び電報

(7) 災害時優先電話の登録

市及び各防災関係機関は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。なお、「災害時優先電話」の登録に当たっては、西日本電信電話株式会社名古屋支店において、登録機関名及び登録回線数を限定しているため、相談が必要である。

(4) 非常扱いの電報

地震その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがあると認められた場合非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(7) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

イ 携帯電話の活用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

(4) 放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(5) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

(附属資料)

・第10-5「災害時優先電話一覧表」

第3節 広報

1 市の措置

- (1) 市は広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 市は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。
- (3) 市は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (4) 市は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）
 - ウ インターネットホームページ掲載
 - エ 携帯電話（あんしん・安全ねっと、緊急速報メール）による情報提供
 - オ 広報紙等の配布
 - カ 広報車の巡回
 - キ 掲示板への貼紙
 - ク その他広報手段

2 広報内容

- (1) 地域災害広報
市は、次の事項について広報を実施する。
 - ア 災害発生状況
 - イ 災害応急対策の状況
 - ウ 交通状況
 - エ 給食・給水実施状況
 - オ 衣料・生活必需品等供給状況
 - カ 地域住民のとるべき措置
 - キ 避難の指示、勧告
 - ク その他必要事項

3 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ア 災害対策の重要事項
 - イ 収集された情報の提供
特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - ウ 報道機関自体の取材及び放送等の依頼に対する協力
- (2) 広報車、航空機等
他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- (3) 多様な情報伝達手段の活用
臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。

4 記録写真等の作成

被災地の状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

第5章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときの自衛隊の災害派遣要請等の手続き及び各事項について整備する。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	市	1(1) 知事に対する応援要求等 1(2) 他の市町村長に対する応援要求
	県	市に対する応援
第2節 救援隊等による協力	市	1 愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助及び緊急消防援助隊の要請
	県	2 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請
第3節 自衛隊の災害派遣	市	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
	災害派遣要請者 (県)	2 自衛隊の派遣要請
第4節 ボランティアの受入	市	1 災害ボランティアセンターの設置
第5節 防災活動拠点の確保	市	1 防災活動拠点の確保
第6節 労務供給計画	市	1(1) 労務者の雇上げ 1(2) 労務者雇上げの範囲 1(3) 労務者雇上げ期間 1(4) 労務者の賃金 1(5) 労務応援要請 1(6) 労務者等の強制従事

第1節 応援協力

1 市における措置

- (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、江南市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ア 応援を必要とする理由

- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他応援に関し必要な事項
- (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）
- 市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。
- なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。
- また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。
- この場合、応援を求められた市長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

2 県（防災局）における措置

- (1) 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。
- (2) 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市長に対して、当該市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。
- (3) 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

国から当市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から当市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

（附属資料）

- ・ 第14-2「大規模災害時の相互応援に関する協定」
- ・ 第14-3「災害時における相互応援に関する協定（尾張北部広域行政圏）」
- ・ 第14-4「災害時における相互応援に関する協定実施細則（尾張北部広域行政圏）」

第2節 救援隊等による協力

1 市における措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

3 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

（附属資料）

- ・ 第14-2「大規模災害時の相互応援に関する協定」
- ・ 第14-3「災害時における相互応援に関する協定（尾張北部広域行政圏）」
- ・ 第14-4「災害時における相互応援に関する協定実施細則（尾張北部広域行政圏）」
- ・ 第14-5「愛知県内広域消防相互応援協定」

第3節 自衛隊の災害派遣

1 市における措置

(1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

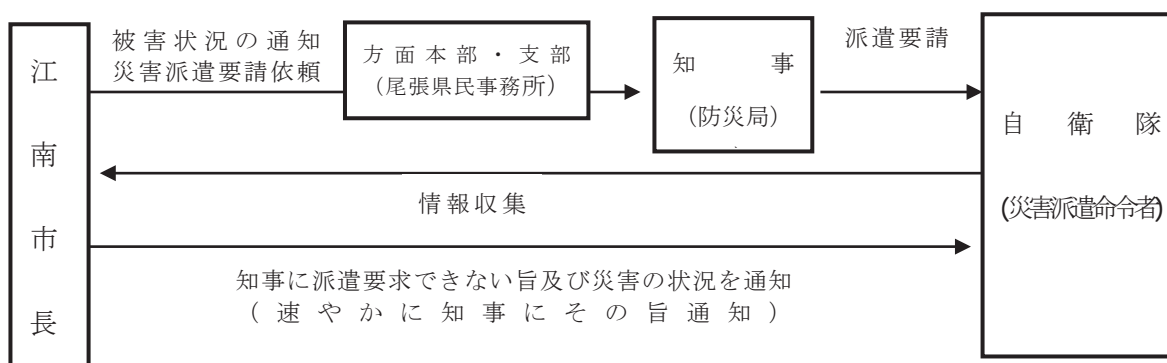
この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況に係る自衛隊に対して必要に応じ通知する。

(2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

2 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部(県民事務所等)へも連絡すること。

(附属資料)

- ・ 第10-2「県への連絡先」
- ・ 第10-4「災害派遣要請を受けることができる者及び担任地域・連絡先」

3 災害派遣部隊の受入れ

(1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定(自衛隊の自主派遣を含む。)したときは、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。

c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

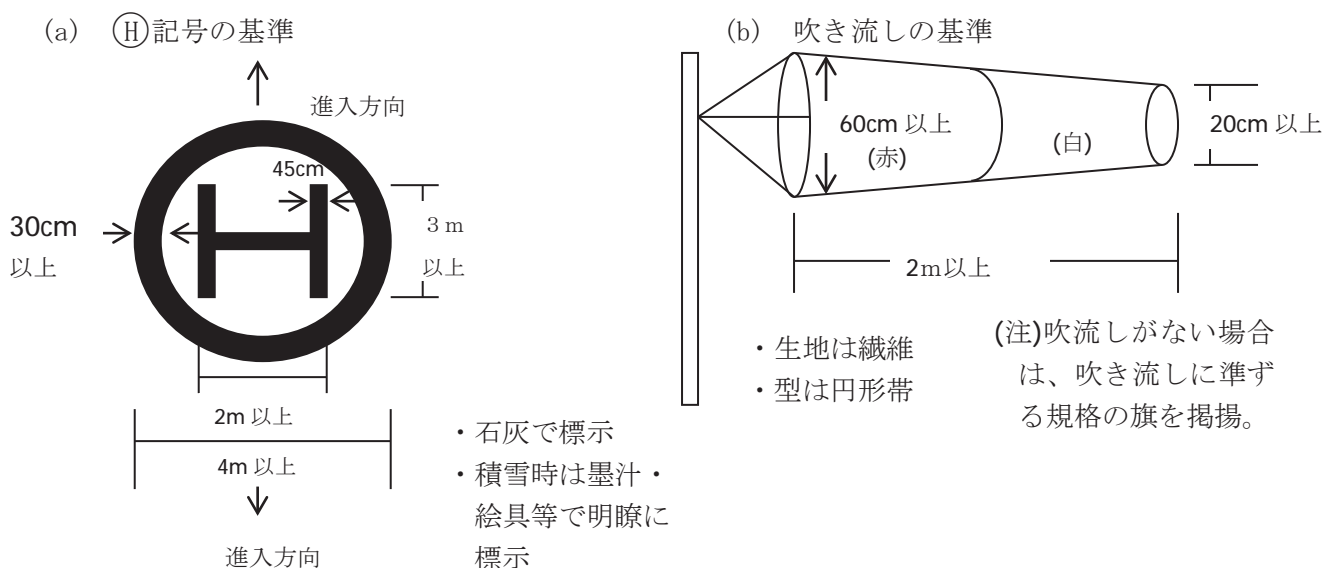
d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(附属資料)

- ・ 第6-2「ヘリポート可能場所等」

(イ) 受入時の準備

- a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。
- (2) 災害派遣要請者は、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

4 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- エ 市及び県が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 市における措置

- (1) 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

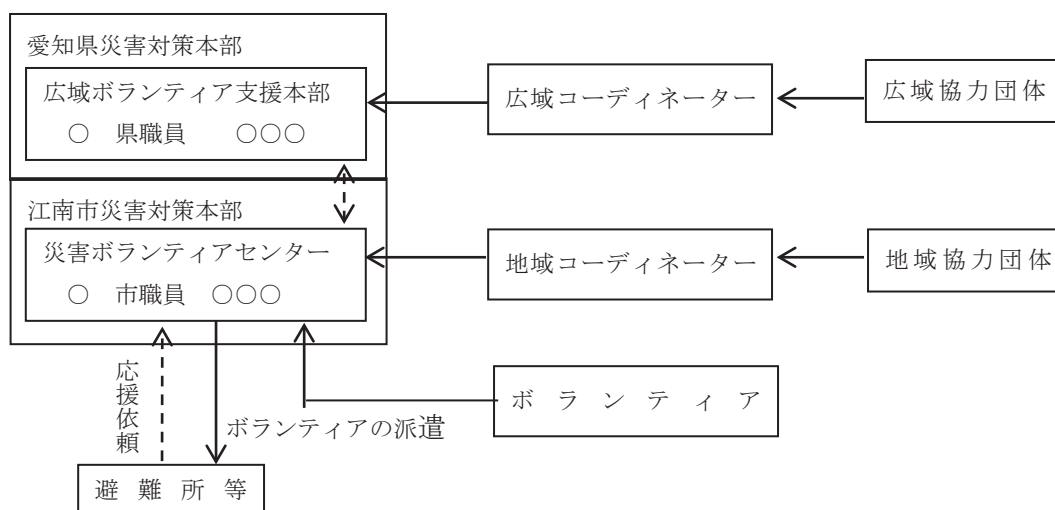
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
- ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やボランティア関係団体と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

3 協力が予想されるボランティア団体等

- (1) ボランティア団体等は、概ね次の団体等が予想される。
- ア 日本赤十字社愛知県支部江南市地区赤十字奉仕団
 - イ 江南青年会議所
 - ウ 高等学校、大学等
 - エ 愛知県防災ボランティアグループ
 - オ その他各種団体
- (2) ボランティアの受入れの流れ



4 その他

ボランティア団体等の協力計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- (1) 防災ボランティア団体等受入記録簿 様式第 66
- (2) その他の参考事項

(附属資料)

- ・第 13 - 9 「愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱」

第5節 防災活動拠点の確保

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 市は県内市町村への、応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 防災活動拠点の確保

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

(附属資料)

- ・第 6 - 1 「江南市防災活動拠点」

第6章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置し、防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	市	1(1) 救出活動 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 広域的な消防部隊の応援要請 1(4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮
第2節 <u>航空機</u> の活用	市	<u>1(2)</u> 防災ヘリコプターの応援要請
	県	<u>1(1)</u> 防災ヘリコプターの出動 <u>2</u> <u>航空機の運用調整</u>

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市は、県警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

（附属資料）

- ・ 第14 - 5 「愛知県内広域消防相互応援協定」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委託を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

（附属資料）

- ・ 第13 - 10 「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

救出・救助計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・ 被災者救出状況記録簿 様式第24
- ・ 被災者救出用機械器具、燃料受払簿 様式第25
- ・ 被災者救出用機械器具修繕簿 様式第26

第2節 航空機の活用

愛知県防災ヘリコプターの活用

1 市における措置

(1) 防災ヘリコプターの応援要請

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

防災局消防保安課防災航空グループ 電話 (0568)29-3121
F A X (0568)29-3123

(3) その他

この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

2 県（防災局）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

(1) 活動内容

防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

- ア 被害状況調査等の情報収集活動
- イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- エ 火災防御活動
- オ 救急救助活動
- カ 臓器等搬送活動
- キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

(2) 地震発生等による出動

知事は、県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

(3) 市等の要請による出動

知事は、市長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。

- ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。
- イ 要請のあった市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(4) 他の防災航空隊との連携

防災航空隊は、名古屋市消防航空隊及び近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

- ア 本県の防災ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。
- イ 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

第7章 消防活動・危険性物質対策

■ 基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あわせて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 消防活動	市	1(1) 火災の全体状況の把握・対応 1(2) 大震火災防御計画の樹立 1(3) 広域的な消防部隊の応援要請
	消防団	2(1) 延焼火災その他災害の防御
第2節 危険物施設対策	事業所の所有者、 管理者又は占有者	1(1) 情報収集及び防災要員の確保 1(2) 応急措置及び通報 1(3) 情報の提供及び広報
	市	2(1) 被害状況の把握及び県への連絡 2(2) 応援の必要性等の県への連絡
	県	3(1) 情報収集及び消防庁への報告 3(2) 市等への情報提供
第3節 高圧ガス大量貯蔵 所対策	事業所の所有者、 管理者又は占有者	1(1) 応急措置・通報等 1(2) 緊急措置を実施及び二次災害の防止 1(3) 地震防災体制の確立 1(4) 高圧ガス製造設備の運転停止 1(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 1(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策 1(7) 広報
	市	2(1) 被害状況の把握及び県への連絡 2(2) 応援の必要性等の県への連絡
	県	3(1) 情報収集及び消防庁への報告 3(2) 市等への情報提供
第4節 毒物劇物取扱施設 対策	事業所の所有者、 管理者又は占有者	1(1) 応急措置・通報等 1(2) 被害の拡大防止及び周辺住民等への情報提供
	市	2(1) 被害状況の把握及び県へ連絡 2(2) 応援の必要性等の県へ連絡 2(3) 事故処理剤確保の県への要請

		2(4) 周辺住民等への情報提供
	県	3(1) 情報収集及び消防庁へ報告 3(2) 市等への情報提供 3(3) 事故処理剤確保の支援

第1節 消防活動

1 市の措置

- (1) 市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- (2) 市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大きさまでであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (ア) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震防御計画の推進

(ア) 防御方針

- a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保防御に当たる。
- d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保防御に当たる。
- e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- f 中高層建築物等で大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては木造建築物密集箇所への延焼危険のある部分のみを防ぎよし、後に上記の要領により防御する。
- h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(イ) 重要対象物の指定

消防長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。

(エ) 避難地・避難路

避難場所は、市決定の避難場所とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(オ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し作成するものとする。

(カ) 部隊運用要領

a 消防の組織

(a) 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、災害対策本部消防部を設置し、災害の活動に専念する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は、災害対策本部消防部の設置とともに消防団部を設け、所属団員を指揮して管区域内の消防団活動に当たる。

b 消防隊の部隊運用要領

(a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を早くして、防御に当たる部隊運用を図る。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

(附属資料)

・第14-5「愛知県内広域消防相互応援協定」

2 消防団における措置

(1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊の出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊との連携を密にして消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ 救助救急

要救助者の救助救護と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

- (2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

第2節 危険物施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

- (2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

- (3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

(附属資料)

・第5-4「危険物（石油類、毒物劇物等）大量保有事業所」

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

3 県（防災局）における措置

- (1) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施するものとする。
- (2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスに

よる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(3) 地震防災体制の確立

ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

震度5弱以上の地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

(附属資料)

・第5-5「ガス製造、大量保有事業所」

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

3 県（防災局）における措置

- (1) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施するものとする。
- (2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

(附属資料)

・第5-4「危険物（石油類、毒物劇物等）大量保有事業所」

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- (3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

3 県（健康福祉部）における措置

- (1) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- (3) 市から事故処理剤の確保について要請を受けたときは、隣県及び国へ協力要請を行うなど積極的に支援する。

第8章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、尾北医師会、地区歯科医師会、尾北薬剤師会、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 地域災害医療対策会議への参画
	県	2(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 2(2) <u>DMATの派遣要請</u> 2(3) <u>医療救護班の派遣要請</u> 2(4) <u>災害医療調整本部における医療情報収集</u> 2(5) <u>市、医療機関との情報共有</u> 2(6) 他市町村への応援指示 2(7) <u>広域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> 2(8) <u>医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> 2(9) <u>県域を越えた協力体制の確立</u> 2(10) <u>DPAT調整本部の設置</u> 2(11) <u>DPATの派遣</u> 2(12) <u>DPATの派遣要請</u>
	地元医師会、災害拠点病院	3(1) 地域災害医療対策会議への参画 3(2) 臨機応急な医療活動 3(3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送
	<u>DMAT指定医療機関</u>	4 <u>DMATの活動</u>
	<u>日本赤十字社愛知県支部</u>	5(1) <u>災害医療調整本部への参画</u> 5(2) <u>医療救護活動の実施</u>
	県医師会	6(1) <u>災害医療調整本部への参画</u> 6(2) <u>医療救護活動の実施</u> 6(3) <u>地区医師会との調整</u> 6(4) <u>愛知県救急医療センターによる医療情報収集</u>
	第2節 防疫・保健衛生	市、県

第1節 医療救護

1 市における措置

市は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。

(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保

市は、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は災害対策本部長が必要と認めた場合に、尾北医師会、尾北歯科医師会、尾北薬剤師会等の協力のもと、市内5箇所の市立中学校に医療救護所を設置するものとする。

(2) 地域災害医療対策会議への参画

必要に応じて近隣の市町村に応援を求めるほか、県に対し応援を求め応急措置を実施する。

2 県（健康福祉部）における措置

(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。

(2) DMA Tの派遣要請

県は、県内のDMA T指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

(3) 医療救護班の派遣要請

県は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。

(4) 災害医療調整本部における医療情報収集

県は、災害医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、地域災害医療対策会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

(5) 市、医療機関との情報共有

県は、地域災害医療対策会議において、2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

(6) 他市町村への応援指示

県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置

県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、広域搬送拠点臨時医療施設（ステージケアユニット：SCU）を設置する。

(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請

県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。

(9) 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て、愛知県を越えた協力体制を確立する。

(10) DPAT（災害派遣精神医療チーム）調整本部の設置

県は、災害医療調整本部の下に、DPAT調整本部を設置する。

(1) DPATの派遣

県は、必要があると認めるときは、DPAT先遣隊を派遣する。

(2) DPATの派遣要請

ア 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。

イ 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。

ウ 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

3 尾北医師会、災害拠点病院における措置

- (1) 尾北医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、尾北医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、尾北医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。

(附属資料)

・第9-1「災害拠点病院」

4 DMAT指定医療機関における措置

DMAT指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム(DMAT)は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

◆ 附属資料第15「愛知DMAT設置運営要領」

◆ 附属資料第15「愛知DMATに関する協定」

5 日本赤十字社愛知県支部における措置

- (1) 日本赤十字社愛知県支部は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部は、県からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

◆ 附属資料第15「災害救助法による愛知県知事の行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」

6 県医師会における措置

- (1) 県医師会は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 県医師会は、県又は市の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。

◆ 附属資料第15「災害時の医療救護に関する協定書(県対県医師会)」

(3) 県医師会は、地域災害医療対策会議への地区医師会の参画を調整する。

(4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と災害医療調整本部への情報提供に努める。

7 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等

- (1) 医療救護班

- ア 医療救護班は、おおむね医師 1～3 名、看護師 2～3 名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2 名とする。
- イ 尾北医師会、県病院協会、日赤、災害拠点病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、国、県はじめ、日本赤十字社、県医師会等の協力を得て医療救護活動を実施する。
- ウ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診察を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。
- エ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。

(2) DPAT

- ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等 3～5 名による編成とする。
- イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て活動を行う。

(附属資料)

- ・ 第 14 - 6 「災害時の医療救護に関する協定書（尾北医師会）」
- ・ 第 14 - 7 「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北医師会）」
- ・ 第 14 - 8 「覚書（尾北医師会）」
- ・ 第 14 - 9 「災害時の医療救護に関する協定書（尾北薬剤師会）」
- ・ 第 14 - 10 「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北薬剤師会）」
- ・ 第 14 - 11 「覚書（尾北薬剤師会）」
- ・ 第 14 - 12 「災害時の医療救護に関する協定書（尾北歯科医師会）」
- ・ 第 14 - 13 「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北歯科医師会）」
- ・ 第 14 - 14 「覚書（尾北歯科医師会）」

9 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関による。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）へ搬送する場合は、ドクターヘリ等を活用する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

10 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は県に調達の要請をする。
- (2) 尾北薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理に協力する。

(附属資料)

- ・ 第 14 - 9 「災害時の医療救護に関する協定書（尾北薬剤師会）」
- ・ 第 14 - 10 「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北薬剤師会）」
- ・ 第 14 - 11 「覚書（尾北薬剤師会）」
- ・ 第 14 - 15 「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（スギ薬局）」
- ・ 第 14 - 16 「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（スギヤマ薬品古知野店）」

11 血液製剤の確保

- (1) 保存血液等については、県等に調達を要請する。
- (2) 通常の輸送体制がとれない場合は、県等に要請し、ヘリコプター等による空輸を行う。

12 医薬品等の適正使用に関する活動

尾北薬剤師会は、市と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

13 医療機関等における活動の支援

県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や医療救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。

14 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 医療・助産（医療救護）計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。
 - ・物資受払簿 様式第 33
 - ・物資給与及び受領簿 様式第 34
 - ・診察記録（医療救護班） 様式第 35
 - ・医薬品衛生材料使用簿（医療救護班） 様式第 36
 - ・医療救護班の編成及び活動記録 様式第 37
 - ・医薬品、衛生材料受払簿 様式第 38
 - ・病院診療所医療実施状況 様式第 39
 - ・医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
 - ・助産台帳 様式第 40
 - ・助産関係支出証拠書類

（附属資料）

・第 13 - 10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

- (1) 防疫組織
市は、県に準じて、江南市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。
- (2) 防疫活動
 - ア 清潔及び消毒方法
 - (ア) 市は、道路、側溝、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。
 - (イ) 市は、被災の直後に住民自治組織等の協力を得て、家屋、その他の消毒を実施する。
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除
 - (ア) 市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。
 - (イ) 知事の命令に基づき、知事の定めた地域で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 15 条に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
 - ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による生活の用に供される水

の供給は、本編第12章「水・食品・生活必需品等の供給」に準じて実施する。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

2 県（健康福祉部）における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除

(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

(ア) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(3) 器具機材の整備

ア 市及び県の防疫用器具機材の保有状況を把握し、市からの借上要請に対応する。

イ 市からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。

ウ 必要に応じて、県内の非り災市町村や近隣県市を始めとする他の都道府県等から、器具機材及び薬剤を調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

県は、市、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(5) 応援体制

江南保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、健康福祉部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。

(附属資料)

・第9-2「防疫用資機材の備蓄」

3 健康管理

(1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。

4 健康支援と心のケア

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動
市は、地域の被災状況を把握し、保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。
- (2) 長期避難者等への健康支援
 - ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康の維持・増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
 - イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。
- (3) 子供たちへの健康支援活動
 - ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
 - イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。
- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理
支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティングやメンタルヘルスチェック等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

5 避難所の生活衛生管理

- (1) 市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

6 動物の保護

- (1) 市は、被災動物を発見した場合、保護及び収容について、県に要請する。

7 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣縣市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。
- (7) 県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、DPATを派遣する。
- (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。
- (9) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第9章 地域安全・道路交通規制等・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 大震災発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予測されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進する。
- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地域安全対策	市	1 県警察の実施する地域安全活動に対する協力
	県警察	2(1) 社会秩序の維持対策 2(2) 広報、相談活動
第2節 <u>道路交通規制等</u>	県警察	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 大震災発生時の交通規制計画 1(7) エリア交通規制 1(8) 交通情報の収集及び提供
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置
第3節 緊急輸送道路等の 確保	中部地方整備局	1(1) 状況の把握 <u>1(2) 緊急輸送道路等の機能確保</u> 1(3) 情報の提供 1(4) 応急対策の実施
	中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	2・4・5 (1) 点検の実施 2・4・5 (2) 一般通行者に対する情報提供 2・4・5 (3) 関係機関との情報交換 2・4・5 (4) 応急復旧対策の実施
	県	3(1) 道路被害情報の収集 3(2) 緊急輸送道路の機能確保 3(3) 二次災害防止のための交通規制 3(4) 情報の提供 3(5) 応急復旧対策の実施

	市	4(1) 道路被害情報の収集 4(2) 緊急輸送道路の機能確保 4(3) 情報の提供
第4節 緊急輸送手段の確保	輸送機関（鉄軌道事業者、自動車運送事業者等）	1 災害輸送の実施
	市	2(1) 人員・物資等の輸送手段確保 2(2) 他市町村・県への調達あっせん要請
	県	3(1) 県各部局の車両等配備態勢の報告 3(2) 必要に応じ県各部局の車両集中管理 3(3) 市の輸送手段確保要請に基づく関係機関に対する協力要請 3(4) 災害対策基本法や災害救助法の規定に基づく緊急輸送車両等の確保等
	中部運輸局	4(1) 鉄軌道事業者、自動車運送事業者等に対する輸送力確保措置の指導、及び県の要請に基づく車両等の調達あっせん 4(2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等に対する輸送力確保措置の指導、及び県の要請に基づく船舶等の調達あっせん

第1節 地域安全対策

1 市における措置

江南市は、広報活動、地域巡回、情報収集、市民への情報提供及び地域の自治会等との連携を密にする等、防犯活動の実施に努める。

また、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

2 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談所を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。

第2節 道路交通規制等

1 県警察における措置

(1) 緊急交通路の確保

- ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・ 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面 (大震災発生直後)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・ 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。 	

<p>第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）</p>	<p>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>
---	---

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 消防吏員及び自衛官における措置

派遣を命じられた消防吏員及び自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により災害時における交通規制等の措置を行うことができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しな

ればならない。

3 自動車運転者の措置

- (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。
 - ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
 - エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - オ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
 - ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官又は道路管理者の命令の指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第3節 緊急輸送道路の確保

1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集
巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。
- (2) 緊急輸送道路の機能確保
管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行

うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

(附属資料)

・第6-3「緊急輸送道路」

2 中部地方整備局における措置

(1) 状況の把握

ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。

イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被災状況等の把握に努めるものとする。

ウ 被災状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、被災状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。

(2) 緊急輸送道路等の機能確保

ア 甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための緊急輸送道路を最優先に道路啓開する。

イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被災の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

オ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。

(4) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

3 県（建設部）における措置

(1) 道路被害情報の収集

ア 被災状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市等から情報の収集に努める。

イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被災状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。

ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 緊急輸送道路等の機能確保

- ア 甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための緊急輸送路を最優先に道路啓開する。
 - イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
 - ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
 - エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
 - オ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- (3) 二次災害防止のための交通規制
道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。
- (4) 情報の提供
災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。
- (5) 応急復旧対策の実施
緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。

・第6-3「緊急輸送道路」

第4節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

- (1) 市は、人員・物資等の輸送手段として、次のもののうち最も適切な方法による。
- ア 自動車による輸送
 - イ 飛行機及びヘリコプターによる輸送
 - ウ 人力による輸送
- (2) 輸送力の確保
- ア 確保及び借上げの準備
 - ア 市所有の車両
 - イ 公共的団体の車両
 - ウ 営業用の車両
 - エ 自家用の車両
- (3) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県等に調達あっせんを要請する。
- ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材

（附属資料）

- ・第6-4「防災用資機材（江南市現有自動車一覧表）」

3 記録等

緊急輸送における整理すべき記録簿は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 輸送記録簿 | 様式第60 |
| (2) 燃料及び消耗品受払簿 | 様式第61 |
| (3) 輸送車両修繕簿 | 様式第62 |

4 緊急通行車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、江南警察署へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の緊急通行車両であることの確認については、本章第2節1(3)に定めるところによる。

（附属資料）

- ・第10-6「（社）愛知県トラック協会尾西支部会員名簿」

第10章 浸水対策

■ 基本方針

- 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、高圧又は高位部の水路等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県尾張水害予防組合水防計画」に準拠した上で実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
浸水対策	市、県、関係機関	(1) 河川の点検及び応急復旧 (2) 浸水対策資機材の確保 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 (4) 農業用施設

浸水対策

1 市、県（建設部、農林水産部）及び関係機関における措置

(1) 点検及び応急復旧

- ア 地震が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。
- イ 排水機場等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

- ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。
- イ 県は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防資機材を確保するものとし、市長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。
- ウ 地震後の、堤防の広範囲にわたる崩壊に対する復旧などに大量の土砂が必要となる場合が考えられる。このため、特に応急復旧が急がれると想定される箇所周辺での緊急用土砂採取について、あらかじめ確保の方策を定めるものとする。

(3) 漏、溢水防止応急復旧活動

- ア 各管理者は、堤防の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。
- イ 県は、市等から要請があった場合、可搬式ポンプの貸付けを行う。

(4) 農業用施設

- 各管理者は、堤防等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため関係機関へ応援協力を要請するとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施するものとする。

第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	市	1(1) 避難所の開設・運営 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求
	県	2 他市町村に対する応援指示
第2節 要配慮者支援対策	市	1(1) <u>避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</u> 1(2) <u>福祉避難所の設置等</u> 1(3) <u>福祉サービスの継続支援</u> 1(4) <u>県に対する広域的な応援要請</u> 1(5) <u>外国人への情報の提供と収集</u>
第3節 帰宅困難者対策	市	1(1) <u>帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のため</u> の広報等 1(2)(3) <u>帰宅困難者</u> に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施
	<u>事業者、学校等</u>	2 <u>安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制</u>

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため、避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

2 県（防災局）における措置

県は、市の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 避難所等の選定

避難所等の選定は、避難者を収容するに足りる安全なもので、かつ、便利なところにある建物の中からあらかじめ定めておくものとする。なお、人口の動態、施設の変更等について毎年調査し、これを更新する。

(1) 避難所等の基準

避難所等は、別に定める基準によるものとする。

(2) 関係者の承認

避難場所の選定に当たっては、保健所、警察等の関係機関と密接な連絡を図り、あらかじめ所有者、管理者又は関係者の承諾を得るものとする。

(附属資料)

- ・ 第8-1「江南市避難場所選定基準」
- ・ 第8-2「江南市避難所及び収容人員一覧表等」

4 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体の要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、県の「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(附属資料)

- ・ 第8-3「江南市広域避難場所一覧表」
- ・ 第8-4「江南市避難地一覧表」
- ・ 第8-5「避難所におけるペットの飼育ルール広報文」

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・ 第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

6 その他

避難計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------------|-------|
| ・ 避難者名簿 | 様式第16 |
| ・ 避難所収容台帳 | 様式第17 |
| ・ 避難所用物品受払簿 | 様式第18 |
| ・ 避難所設置及び収容状況 | 様式第19 |
| ・ 避難命令（勧告）記録簿 | 様式第20 |
| ・ 避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類 | |
| ・ 被災状況調査票 | 様式第21 |
| ・ 仮被災証明書 | 様式第22 |

- ・被災証明書 様式第23
- ・避難所ペット登録台帳 様式第75

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

- (1) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保
市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。
- (2) 福祉避難所の設置等
自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。
- (3) 福祉サービスの継続支援
福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。
- (4) 県に対する広域的な応援要請
保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。
- (5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。
 - ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
 - イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用
 - ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
 - エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）

第3節 帰宅困難者対策

1 県（防災局）及び市における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等
市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。
- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
- (3) その他帰宅困難者への広報
市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。
- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策
市は、帰宅途中で救援が必要となった人、避難所での受入れが必要となった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業所等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安

全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

(附属資料)

- ・第6-5「徒歩帰宅支援マップ（江南市版）」

第12章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災市民等に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	市	1(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1(2) 断水が生じた場合の措置 1(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 2 応急給水 3 飲料水の確保
第2節 食品の供給	市	1(1) 炊出し等による食品給与の実施 1(2) 他市町村又は県への応援要求
第3節 生活必需物資の供給	市	1(1) 生活必需物資の備蓄 1(2) 生活必需品の供給 1(3) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

2 応急給水

- (1) 市長は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (2) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (3) 応急給水量は、飲料水として必要最小限1人1日約3リットルとするが、その後、施設の復旧状況により段階的に供給量を増加させる。
- (4) 給水の方法は、配水場等からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

3 飲料水の確保

災害により飲料水を確保することができない者に対して、最小限度必要な量（1人1日当たり3リットル程度）の飲料水を次の方法で供給する。

- (1) 取水する水源は、被害を受けなかった水道水源とする。生活用水として使用する場合は、河川水及び各小学校に設けられた防災用井戸水をろ水機によりろ過した水とする。
- (2) 飲料水は、給水時の遊離残留塩素を 0.1 mg/l （結合残留塩素の場合は、 0.4 mg/l ）以上保持するように塩素消毒をして供給する。
- (3) 飲料水の搬送には、給水車（給水車に代用できる消防用タンク車等を含む。）又はポリエチレン容器等の搬送用容器を積み込んだ自動車等を使用する。
- (4) 市は災害時において、関係業界との協定にもとづき飲料水を確保及び調達するものとする。
- (5) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

(附属資料)

- ・ 第14 - 17「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書(覚書)」
- ・ 第14 - 18「水道災害応援に関する覚書」

4 飲料水の水質基準

供給する飲料水の水質は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める基準による。なお、同令の基本となる内容は、次のとおりである。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

5 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本とし給水活動を実施する。

(附属資料)

- ・ 第14 - 19「水道災害相互応援に関する覚書」

6 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

- (1) 最寄利用可能水源の利用
利用可能な最寄水道水源又は水道施設から路上配管等により応急給水する。
- (2) 耐震性貯留施設の利用
耐震性貯水槽により応急給水する。
- (3) 受水槽の利用
公共施設等の受水槽を利用して応急給水する。
- (4) 井戸の利用
災害時には、各小学校に設けられた防災用井戸により、水質、水量の変化等に配慮しながら応急給水する。

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

8 その他

飲料水の供給計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------------|-------|
| ・飲料水供給記録簿 | 様式第30 |
| ・給水用機械器具燃料及び浄水用薬品、資材受払簿 | 様式第31 |
| ・給水用機械器具修繕簿 | 様式第32 |
| ・飲料水供給のための支払証拠書類 | |

第2節 食品の供給

1 市における措置

災害により、食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生ずるおそれのある場合は、これらを保護するために、米穀の応急供給として炊き出しをする必要があるのでその方法について定めるものとする。

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 対象者

- (ア) 避難場所に収容された者。
- (イ) 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- (ロ) 旅行者、帰宅困難者、一般家庭への来訪者、一時縁故先等へ避難する被災者等であつて、食糧品を喪失し持ち合わせのない者
- (ハ) 供給機関が被災し、供給機関から購入できない者

イ 給与の内容

- (ア) 応急的にアルファ化米等をもって行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。また、供給数量は、一人一食精米200グラム（供給基準数量）とする。
また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
- (イ) 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。
- (ロ) 炊き出し用米穀は必要に応じ、米穀届出事業者等から確保するものとするが、確保が困難な場合にあつては、知事に申請して売却決定通知をうけ実施する。

(2) 関係業界との協定にもとづき、食品を確保及び調達するものとする。

(3) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

(附属資料)

・第14 - 17「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書(覚書)」

2 主食等の備蓄

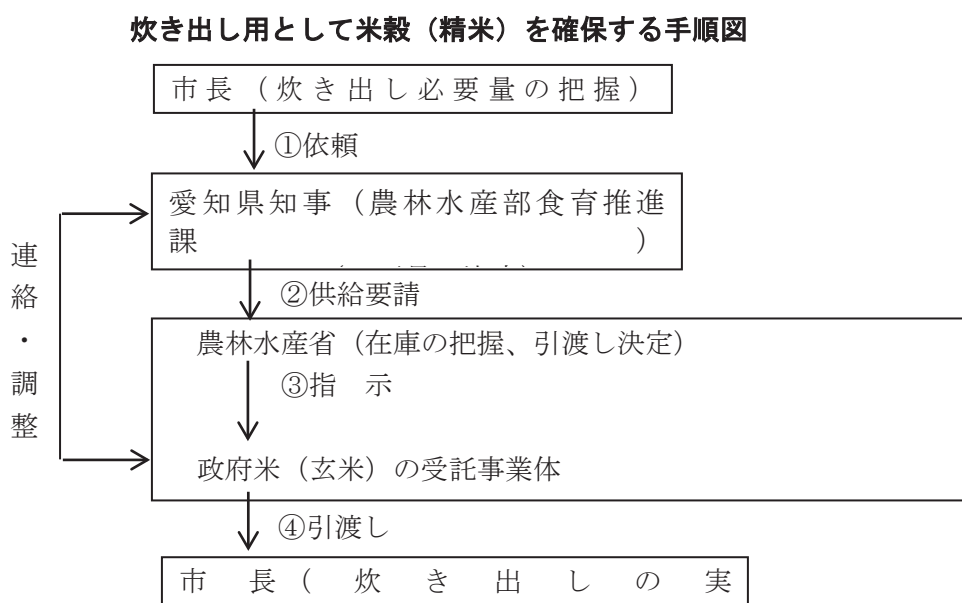
- (1) アルファ化米等食料備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。
- (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日以上（可能な限り1週間分程度）の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。

(附属資料)

・第7-1「備蓄資機材一覧表」

3 米穀の原料調達

- (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」により調達を図る。
- (3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。
- (4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。



(附属資料)

- ・第10-7「東海農政局食糧部」
- ・第13-11「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」
- ・第13-12「愛知県応急用米穀取扱要領」
- ・第14-20「災害支援協力に関する協定書」

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

5 その他

食品の供給計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・炊き出し給与簿 様式第 27
- ・炊き出しその他による食品給与物品受払簿 様式第 28
- ・炊き出し用物品借用簿 様式第 29
- ・炊き出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- ・炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第3節 生活必需物資の供給

1 市における措置

災害により、日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失又は損傷し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与する必要があるため、その方法について定めるものとする。

- (1) 市は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。
なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。
- (2) 市は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。
- (3) 市は、災害時において関係業界との協定にもとづき、生活必需物資を確保及び調達するものとする。
- (4) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

(附属資料)

・第14 - 17「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書(覚書)」

2 給与又は貸与の内容

- (1) 対象者
災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。
- (2) 給与又は貸与の基準
被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。
- (3) 配給計画
ア 平素より市民に対し、避難の際必要最小限の身回品を携行するよう周知徹底を図り、救助に至るまでの応急処置とする。
イ 調達物資で配分先の決定しているものについては、業者より現地へ直送する方法を考慮する。
ウ 救助又は義援物資等についてもこれに準じて配分する。
- (4) 品目
ア 寝具 就寝に必要な最小限度の毛布及び布団
イ 外衣 普通着の作業衣、婦人服、子供服等
ウ 肌着 シャツ、ズボン下、パンツ等
エ 身回品 タオル、靴等
オ 炊事用具 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
カ 食器 茶わん、汁わん、皿、はし等
キ 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
ク 光熱材料 マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等

以上列記した8種類を原則とする。

(附属資料)

- ・第7-1「備蓄資機材一覧表」

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

4 その他

生活必需品の給与又は貸与計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・物資受払簿 様式第33
- ・物資給与及び受領簿 様式第34

第13章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

■ 基本方針

- 県は、被災後、市等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 市は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止計画	市	(1) 大規模災害が発生した場合の対策 (2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策
第2節 廃棄物処理計画	市	1(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(2) 処理体制の確立 1(3) し尿の収集、処理 1(4) ごみの収集、処理 1(5) 動物の死体の処理 2 周辺市町村及び県への応援要請

第1節 環境汚染防止計画

1 市における措置

工場、事業所の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生し、また、倒壊家屋等の解体に伴い、粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想されるため市は、県と協力して被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査等を迅速に実施する。

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

市は、県と協力して被災状況を勘案し、大気汚染防止法及び水質汚濁法に基づき事業者に、災害時の措置を命じるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

市は、県と協力して早急に被害状況を把握し、隣接県との情報交換を行い、環境調査、モニタリング等を実施するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。

第2節 廃棄物処理計画

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時には被災状況を調査し災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。

(2) 処理体制の確立

廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。特に、がれきの処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。

なお、解体現場において分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) ごみの収集、処分

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施し、収集したものは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとする。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(5) 動物の死体の処理

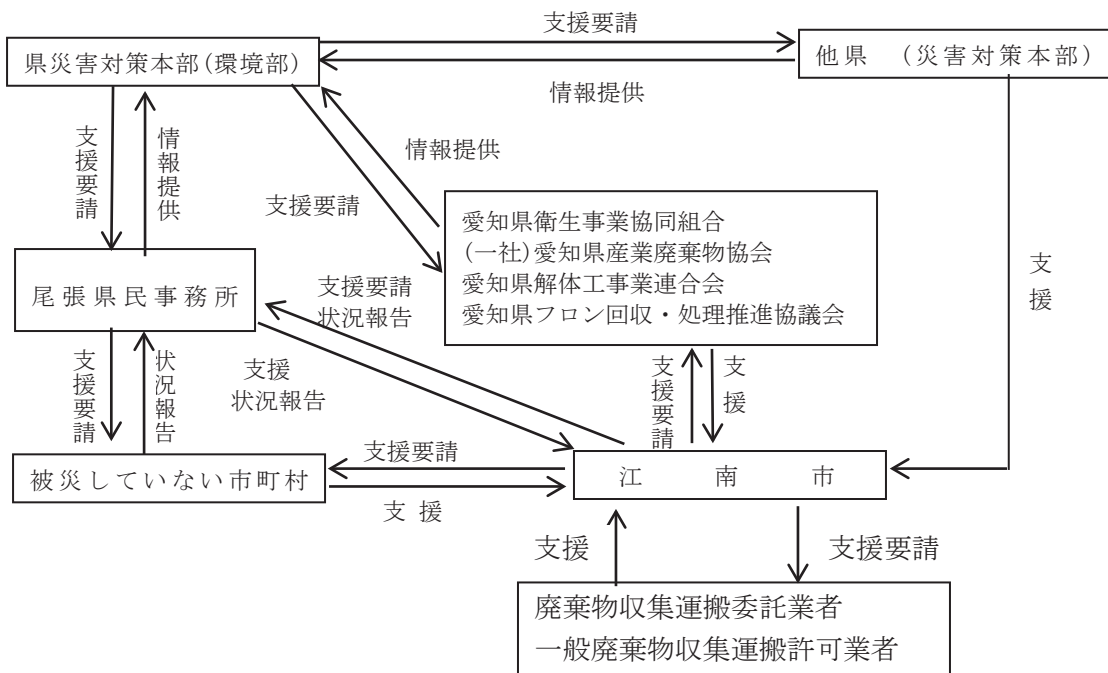
動物の死体は、原則として動物の死体処理場で処理する。動物の死体処理場で処理できないときは、県の指示を受け、環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋却する。

2 応援協力関係

市は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



(附属資料)

- ・ 第14-21 「し尿処理に係る災害応援協力に関する協定書」
- ・ 第14-22 「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書」
- ・ 第14- 「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」

第14章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)するものとする。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視(調査) 1(3) 応援要求
第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(調査)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求
第3節 遺体の埋火葬	市	1(1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求

第1節 遺体の搜索

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ消防職員及び消防団員を主力とする搜索隊を編成し、県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視(調査)

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視(調査)を得る。

現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察管が 死因及び身元を明らかにするために行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

(附属資料)

・第9-3「遺体収容場所」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

遺体の捜索・収容において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------|-------|
| ・遺体捜索状況記録簿 | 様式第41 |
| ・遺体捜索用機械、器具、燃料受払簿 | 様式第42 |
| ・遺体捜索用機械、器具修繕簿 | 様式第43 |
| ・遺体捜索関係支払証拠書類 | |

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視(調査)及び検案

警察官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、旅行死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要因及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

遺体の処理において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・ 遺体処理台帳 様式第 44
- ・ 遺体処理費支出関係証拠書類

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

- (1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬(埋葬)許可証を交付する。
- (2) 遺体の搬送
遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。
- (3) 埋火葬
火葬(埋葬)許可証を確認し、遺体を埋火葬する。
- (4) 棺、骨つぼ等の支給
棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。
- (5) 埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
- (6) 応援要求
自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市にあっては、当該協定によるものとする。
さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

(附属資料)

・ 第9-4「火葬場」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

・ 第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

遺体の搜索・収容において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・ 埋火葬台帳 様式第 45
- ・ 埋火葬費支出関係証拠書類

第15章 交通施設の応急対策

■ 基本方針

- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路施設対策	道路管理者（市）	(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧 (3) 県に対する応援要求
第2節 鉄道施設対策	名古屋鉄道株式会社	(1) 災害対策本部の設置 (2) 緊急対応措置の実施 (3) 応急復旧活動の実施

第1節 道路施設対策

1 道路管理者（市）における措置

- (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換
被害を受けた道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧
道路、橋梁等の被害の状況を把握し、応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- (3) 県に対する応援要求
市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

第2節 鉄道施設対策

1 名古屋鉄道株式会社における措置

- (1) 災害対策本部の設置
災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。
- (2) 緊急対応措置の実施
 - ア 乗務員関係
 - (ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上、等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
 - (イ) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
 - (ロ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
 - (ハ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。
 - イ 駅関係
 - (ア) 地震等による異状を認めたときは列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。
 - (イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

- (ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
- (エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
- (オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。

ウ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を利用して緊急通信連絡を行う。

(3) 応急復旧活動の実施

- ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
- イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第16章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水施設の機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	中部電力	(1) 非常災害対策本部の設置 (2) 情報の収集と伝達 (3) 危険防止措置の実施 (4) 応急復旧活動の実施 (5) 要員、資機材等の確保 (6) 広報活動の実施 (7) 広域運営による応援
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会	1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 1(3)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(4)・2(4) 応援の要請 1(5)・2(5) 応急復旧活動の実施 1(6)・2(6) 広報活動の実施
第3節 上下水道施設対策	水道事業者（市、県）	(1) 応急復旧活動の実施 (2) 応援の要請 (3) 応援・受援体制の確立
	下水道管理者（市）	2(1) 下水管渠 2(2) マンホールポンプ 2(3) 終末処理場
第4節 <u>通信施設の応急措置</u>	<u>電気通信事業者、</u> <u>移動通信事業者</u>	<u>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</u>

	市、県、防災関係 機関	3 専用通信施設の応急措置
第5節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置

- (1) 非常災害対策本部の設置
大地震が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。
- (2) 情報の収集と伝達
非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。
- (3) 危険防止措置の実施
災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (4) 応急復旧活動の実施
 - ア 優先的に復旧する設備、施設
 - ア 電力会社側
 - a 火力設備
 - b 超高圧系統に関連する送変電設備
 - イ 利用者側
 - a 人命にかかわる病院
 - b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設
 - イ 復旧方法
 - ア 発電設備
発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。
 - イ 送配電設備
被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。
 - ウ 関係機関との連携
路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。
- (5) 要員、資機材等の確保
 - ア 要員の確保
発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。
 - イ 資機材の確保
発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。
- (6) 広報活動の実施
 - ア 利用者に対する広報

(7) 災害時における PR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、ホームページ等の広報機関その他を通じて PR する。

(4) 移動相談所の開設

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため速やかに移動相談所を開設する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会）及び「資材及び役務の相互融通に関する規定」（中地域電力協議会）に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

（震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。）

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

尾張支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

また、必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上下水道施設対策

1 水道事業者（市）における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水施設の十分な機能を確保し、配水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(7) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(4) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源破壊の場合

県営水道から供給する。

(2) 応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、県外も含め近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

(**附属資料**)

- ・ 第14 - 18「水道災害応援に関する覚書」
- ・ 第14 - 19「水道災害相互応援に関する覚書」

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

2 下水道管理者（市及び県（建設部））における措置

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) マンホールポンプ

マンホールポンプの被害に対しては、被害状況に応じて排水機能の回復を図る。また、停電断水等による二次的被害に対しても速やかに対応ができるよう努める。

(3) 終末処理場

激甚な大規模災害が発生し、終末処理場等が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管きょ等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

第4節 通信施設の応急措置

1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

イ 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

エ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

3 市、県（防災局）及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、県警察、気象台、国土交通省、東海旅客鉄道、道路公団、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

第4節 郵便業務の応急措置

1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(附属資料)

・第14-1「災害支援協力に関する覚書」

第17章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、県民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災建築物・被災宅地 の応急危険度判定	市	1(1) <u>実施本部</u> の設置 1(2) 判定活動の実施
	県	2(1) 支援本部の設置 2(2) 判定活動の支援
第2節 <u>被災住宅等の調査</u>	市、県	<u>被災住宅等の調査</u>
第3節 公共賃貸住宅等への 一時入居	市、県、住宅供給 公社、都市再生機 構	2(1) 提供する住宅の選定・確保 2(2) 相談窓口の開設 2(3) 一時入居の終了 2(4) 使用料等の軽減措置 2(5) <u>他の都道府県への</u> 応援協力の要請
第4節 <u>応急仮設住宅の設置</u> <u>及び管理運営</u>	市	1(2) 建設用地の確保 <u>1(5) 被災者の入居及び管理運営</u>
	県	1(1) 応援協力の要請 1(3) 応急仮設住宅の建設 <u>1(4) 賃貸住宅の借上げ</u>
第5節 <u>住宅の応急修理</u>	市	<u>2 応急修理に関する補助事務</u>
	県	<u>1(1) 応急修理の実施</u> <u>1(2) 応援協力の要請</u>
第6節 障害物の除去	市	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求
	県	<u>2 他市町村又は県に対する</u> 応援協力の要請

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定

1 市における措置

(1) 実施本部の設置

市区域で判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 判定活動の実施

支援本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

2 県（建設部）における措置

(1) 支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市の判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定実施支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、1(1)の実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

1 県（防災局、建設部）における措置

県は地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、市が行う調査を支援する。

(1) 住家の被害状況

(2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市の要望事項

(3) 住宅に関する市の緊急措置の状況及び予定

(4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

(5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 市における措置

市は地震災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

(1) 住家の被害状況

(2) 被災地における住民の動向

(3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 市における措置

(1) 被災住宅の調査

実施要綱等に基づき、市の判定の実施とともに、支援本部を設置する。

支援本部は、1(1)の実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

2 市、県（建設部）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県及び地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 県（建設部）及び市における措置

県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(7) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(4) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(7) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(4) 居住する住家がない者であること。

(7) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市に委託し、当該市がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(7) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として当該市に委託し、当該市がこれを行う。

(4) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 県（建設部）における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 修理の対象住家

住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害救助法施行細則別表第5に定める期間内とする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

カ 給付対象者の範囲

半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

また、県の行う住宅の応急修理は、県知事が直接又は建築業者に請け負わせて行うこととされているが、その権限を委任した場合には、市長がこれを行う。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

(附属資料)

- ・ 第14-23「災害支援協力に関する協定（江南市災害協力会）」
- ・ 第14-24「災害支援協力に関する協定（江南建築協力会）」
- ・ 第14-25「災害支援協力に関する協定（江南建設業協会）」
- ・ 第14-26「災害支援協力に関する協定（江南緑化研究会）」
- ・ 第14-27「災害支援協力に関する協定（愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）」
- ・ 第14-28「災害支援協力に関する協定（中部電力株式会社）」
- ・ 第14-29「災害支援協力に関する協定（国土交通省中部地方整備局）」

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指示と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

(附属資料)

・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

4 その他

整備保存すべき記録簿は、次のとおりとする。

- (1) 応急仮設住宅の建設
 - ・ 応急仮設住宅入居申請書 様式第46
 - ・ 応急仮設住宅入居申請者名簿 様式第47
 - ・ 応急仮設住宅入居者台帳 様式第48
 - ・ 江南市応急仮設住宅入居契約書 様式第49
 - ・ 応急仮設用敷地貸借契約書 様式第50
 - ・ 決定通知書 様式第51
 - ・ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等・応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- (注) 直営工事の場合は、この外工事材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、輸送簿等を整備しておくものとする。
- (2) 応急修理の実施
 - ・ 住宅応急修理記録簿 様式第52
 - ・ 住宅応急修理申請者名簿 様式第53
 - ・ 住宅応急修理対象者選定調書 様式第54
 - ・ 災害救助法による住宅応急修理申請書 様式第55
 - ・ 決定通知書 様式第56
 - ・ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書
 - ・ 関係支払証拠書類

第6節 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状況にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他

特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

第18章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 学校の緊急措置	市、市教育委員会	1(1) 災害情報等の把握・伝達 1(2) 児童・生徒の緊急避難等 1(3) 被害状況等の把握 1(4) 帰宅の決定と安全対策 1(5) 避難場所指定時の対応 1(6) 施設設備等の使用の便宜 1(7) 臨時休校等の措置
第2節 教育施設及び教職員の確保	市教育委員会	(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 (2) 教職員の確保
	市	(3) 他市町村又は県に対する応援要請
第3節 応急な教育活動についての広報	市教育委員会	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の給与	市教育委員会	1(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与
		1(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 学校の緊急措置

1 市及び市教育委員会における措置

(1) 災害情報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあつては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 市立学校等

津波警報等は、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

イ 国立私立学校等

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 児童・生徒の緊急避難等

授業中地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下などに一時身を隠させ、教室内外の状況を判断し、緊急避難等をさせる。

(3) 被害状況等の把握

児童・生徒及び教職員等の異常の有無、学校施設の被害状況等を把握し、災害対策本部に

報告し連絡を密にする。

(4) 帰宅の決定と安全対策

余震地震の規模に関する情報、その他周辺の被害を把握して児童・生徒を帰宅させるかどうか、災害対策本部と連絡をとり、災害対策本部の指示等により決定し、帰宅させる場合は、その安全対策等を検討し、適切な措置をとる。

(5) 避難場所指定時の対応

避難場所に指定された学校は、派遣されてきた市職員、警察官等と連絡を密にし、避難住民あるいは、児童・生徒が混乱しないよう秩序維持に協力する。

(6) 施設設備等の使用の便宜

避難場所に指定されている学校は、施設設備等の使用についてできる限り便宜を図る。

(7) 臨時休校等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全な確保は困難であると思われる場合は、次により臨時休校等の措置を講ずる。

災害の発生が予想される場合は、教育委員会又は学校長が行うものとする。ただし、各学校長が決定して行う場合は、教育委員会と協議し、教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市教育委員会における措置

(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

同一市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

(3) 他市町村又は県に対する応援要請

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員

会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

1 市教育委員会における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ア 給与する教科書、学用品等の例示は、次のとおりとする。

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

イ ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生報告について（平成4年3月23日4教総第79号）」別紙様式5により、速やかに県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

文教災害対策計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・学用品交付簿 様式第58
- ・学用品購入（配分）計画表 様式第59
- ・学用品の購入関係支払証拠書類
- ・備蓄物資払出証拠書類

第4編 災害復旧

第1章 民生安定のための緊急措置

■ 基本方針

- 地震災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にあるため、県は災害救助法等を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。
- 被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 義援金その他資金等 による支援	市	1(1) 災害弔慰金等の支給 1(2) 災証明書の交付等 1(3) 義援金の受付窓口の開設、義援品の提供及び配分
	県	2(1) 義援金の受付、配分 2(2) 災害見舞金の支給 2(3) 被災者に関する情報の提供
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金品の受付、配分
	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付
	被災者生活再建支援法人（公益財団法人 <u>都道府県会館</u> ）	5 被災者生活再建支援金の支給
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分
第2節 金融対策	東海財務局、日銀名古屋支店	1(1) 通貨の円滑な供給の確保 1(2) 金融機関等に対する要請 1(3) 損傷銀行券等の引換 1(4) 相談窓口の設置 1(5) 国庫事務の運営
	県	2 共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系金融機関に対する要請

第3節 市税及び国民健康保険税の減免等	市	1 市税
		2 国民健康保険税
第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 被災住宅等の復旧相談
	県	2(1) 災害公営住宅の建設（市において建設が困難な場合） 2(2) 復旧相談に係る協力要請
	住宅金融支援機構 東海支店	3 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等
第4節 労働者対策	愛知労働局	1(1) 相談窓口の設置 1(2) 事業主への監督指導等 1(3) 労災病院等への要請 1(4) 労災補償の給付 1(5) 職業のあっせん 1(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給
第5節 暴力団等のへの対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団関係企業等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等
	県、市	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除

第1節 義援金その他資金等による支援

1 市における措置

(1) 災害弔慰金等の支給

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律、江南市災害弔慰金の支給等に関する条例及び江南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

イ 災害見舞金及び浸水便槽汲取手数料助成金

江南市災害見舞金支給要綱により、災害見舞金を支給し、また、江南市浸水便槽汲取手数料助成金交付要綱により、浸水便槽汲取手数料助成金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国 2/3、県 1/3）

(2) 災証明書の交付等

被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる災証明書について、早期に被災者に交付するものとする。

(3) 義援金の受付窓口の開設、義援品の提供及び配分

ア 義援金の受付窓口

義援金の受付窓口を開設して、寄託される義援金の受付を行う。

イ 義援品を提供

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

ウ 義援金品の配分

(ア) 日赤県支部に寄託された義援金は、支部と江南市と協議の上配分する。

(イ) 報道関係、各種団体等で募集した義援金品は、被災者に配分されるが、必要に応じては、市に寄託されて被災者に配分する場合がある。

2 県（会計局、健康福祉部、防災局）における措置

(1) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市に寄託して配分する。

(2) 災害見舞金の支給

地震災害により死亡(行方不明を含む)又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

(3) 被災者に関する情報の提供

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の 1/2 は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市に寄託する。

7 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

8 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

9 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

10 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて、貸付ける

11 江南市防災工事資金にかかる利子補給補助

江南市防災工事資金にかかる利子補給補助金交付要綱に基づいて、災害により被害を受けた住宅等の災害復旧又は災害防止工事をするための借入金に対し、その支払利子の一部を補助する。

12 その他

民間施設等の災害復旧の助成計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|---------------------|--------|
| ・ 生業・就職支度資金貸与申請書 | 様式第 71 |
| ・ 決定通知書 | 様式第 72 |
| ・ 災害救助法に基づく生業資金借用証書 | 様式第 73 |
| ・ 生業・就職支度資金貸付台帳 | 様式第 74 |

(附属資料)

- ・ 第 13 - 13 「江南市災害弔慰金の支給等に関する条例」
- ・ 第 13 - 14 「江南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」
- ・ 第 13 - 15 「江南市災害見舞金支給要綱」
- ・ 第 13 - 16 「江南市浸水便槽汲取手数料助成金交付要綱」

- ・第13-17「被災者生活再建支援法」
- ・第13-18「江南市防災工事資金にかかる利子補給補助金交付要綱」

第2節 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

(2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗

名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 証券会社等への措置

- (ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。
- (イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。
- (ロ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。
- (エ) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

エ 電子債権記録機関への措置

- (ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

- (イ) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

- (3) 損傷銀行券等の引換

損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

- (4) 相談窓口の設置

国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。

- (5) 国庫事務の運営

国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 県（農林水産部）における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第3節 市税及び国民健康保険税の減免等

1 市税

江南市市税条例の規定に基づき、災害により被害を受けた個人の市民税及び固定資産税等の納税義務者に対して、市税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予をする。

2 国民健康保険税

江南市国民健康保険税条例の規定に基づき、災害により被害を受け、生活が著しく困難となった者に対して、国民健康保険税を減免する。

第4節 住宅等対策

1 市における措置

- (1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が公営住宅法に基づき建設するものとする。

(2) 被災住宅等の復旧相談

被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。

2 県（建設部）における措置

(1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 復旧相談に係る協力要請

被災した住宅・建築物の所有者に対する補修・復旧方法等についての技術的な助言に関して、復旧相談業務に関する協定に基づき関係団体に協力を要請する。

3 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。また、独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5節 労働者対策

1 愛知労働局における措置

(1) 相談窓口の設置

通院していた病院が倒壊等の被害に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

(2) 事業主への監督指導等

ア 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

イ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。

(3) 労災病院等への要請

被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。

(4) 労災補償の給付

被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

(5) 職業のあっせん

ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行う

とともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保につとめる。

イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。

(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給

激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

第6節 暴力団等への対策

1 県警察における措置

(1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。

(3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。

2 市及び県における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害復旧事業	各施設管理者	1 施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指定	市	1(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 1(2) 指定後の関係調書等の提出

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
 - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 学校教育施設災害復旧事業
- (8) 社会教育施設災害復旧事業
- (9) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、市長が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は次のとおりである。

- (1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法
 - エ 土地区画整理法
 - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - キ 予防接種法
 - ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 - ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (2) 要綱等
- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
 - イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
 - ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力
市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (2) 指定後の関係調書等の提出
市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- カ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3章 震災復興都市計画の決定手続き

■ 基本方針

○ 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 第一次建築制限	市	1(1) 市街地の被災状況把握 1(2) 建築基準法第84条の区域（案）の作成及び県への申出 1(3) 都市復興基本方針の策定と公表
	県	2(1) 市街地の被災状況把握 2(2) 建築基準法第84条の区域の指定及び市への通知
第2節 第二次建築制限	市	1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	市	1 都市復興基本計画の策定と公表 2 復興都市計画事業の都市計画決定

第1節 第一次建築制限

1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

2 県（建設部）における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を組織し、関係市町村から申出のあった案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後14日を目処に建築基準法第84条に基づく建築制限区域として指定し、市に通知する。
- (3) 県は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

3 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長するこ

とができる。)を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失した
こと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成さ
れる恐れがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他
建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の
整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか(被災後6ヶ月を目途)に行うこととする。

第5編 東海地震に関する事前対策

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第3編災害応急対策に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。

江南市は東海地震の地震防災強化地域(以下「強化地域」という。)の指定外であるが、愛知県地域防災計画にあわせ、地震防災応急対策を策定するものである。

第2節 東海地震に関連する情報

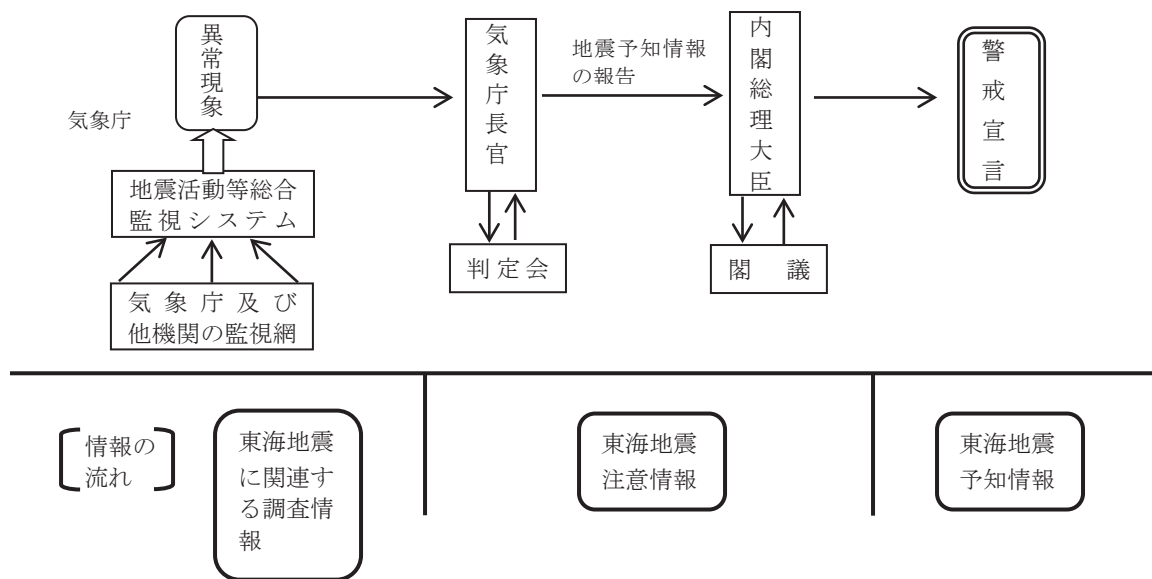
1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内 容 等		防 災 対 応
東海地震 予知情報 <u>カラーレ ベル赤</u>	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。 また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言 ・災害対策本部設置 ・第3非常配備 ・地震事前対策
東海地震 注意情報 <u>カラーレ ベル黄</u>	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・第2非常配備 ・地震事前対策 ・市民に対する広報実施
東海地震 に関連す る調査情 報 <u>カラーレ ベル緑</u>	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1非常配備 ・活動準備体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



※これらの情報に関する説明は、次章第2節第1に掲載

第2章 地震災害対策本部の設置等

■ 基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、強化地域外である当市は地震災害警戒本部を、県及びその他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報(東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報)の内容、その他これらに関連する情報(以下「地震予知情報等」という。)、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害対策本部の設置等	市	1(1) 江南市災害対策本部 1(2) 準備体制
	県	2(1) 東海地震注意情報発表時における県地震災害警戒本部開設準備室の設置 2(2) 警戒宣言発令時における県地震災害警戒本部の設置 2(3) 県の地震防災応急対策要員の参集
	その他の防災関係機関	3(1) 東海地震注意情報発表時における必要な職員の参集や連絡体制の確保 3(2) 警戒宣言発令時における地震災害警戒本部に準じた組織の設置
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	防災関係機関 (県・市含む)	警戒宣言等の伝達
第3節 警戒宣言発令時等の広報	市	1 問い合わせ窓口等の体制整備
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	防災関係機関 (県・市含む)	1 収集・伝達系統 2 報告事項・時期

第1節 災害対策本部の設置等

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策の推進を図るため、速やかに災害対策本部を設置する。

なお、市は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言発表に備えて、速やかに活動準備体制をとるものとする。

(1) 江南市災害対策本部

ア 江南市災害対策本部の組織及び運営

江南市災害対策本部（以下本章において「本部」という。）の組織の運営は、災害対策基本法並びに江南市災害対策本部条例及び江南市災害対策本部要綱に定めるところによる。

イ 本部の設置及び廃止

本部は警戒宣言が発せられたときに設置し、地震災害に関する警戒解除宣言（以下「警戒解除宣言」という。）が発せられたときに廃止する。

ウ 本部の非常配備基準

市は、次の基準によりあらかじめ市職員の非常配備体制（第3編第1章第2節2「非常配備体制」）により、迅速な動員に努める。

(ア) 第1非常配備

東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき。

(イ) 第2非常配備

東海地震注意情報が発表されたとき。

(ロ) 第3非常配備

警戒宣言が発せられた旨の通知を受けたとき又はその報道に接したとき。

エ 本部の標識等

本部の標識の種別は、次のとおりとする。

(ア) 標示板

本部を設置したときは、標示板を防災センター玄関前に掲示する。

(イ) 標旗

防災活動に使用する自動車は、標旗を取り付ける。

(ロ) 腕章等

防災活動に従事する職員は、あらかじめ貸与された防災服その他の装備及び腕章を着用する。

(2) 準備体制

市は、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合は、続報を逃がさない情報収集、連絡体制をとるものとする。

2 県（防災局）における措置

(1) 東海地震に関連する調査情報(臨時)又は東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部を設置する。

(2) 知事は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)を設置する。

(3) 県の地震防災応急対策要員の参集

知事は、次のとおり県職員に参集を命ずるものとする。

ただし、県警察については、警察本部長が別に定めるところによる。

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された時

第2 非常配備（警戒体制）

- イ 東海地震注意情報が発表された時又は警戒宣言が発せられた時
 第3 非常配備

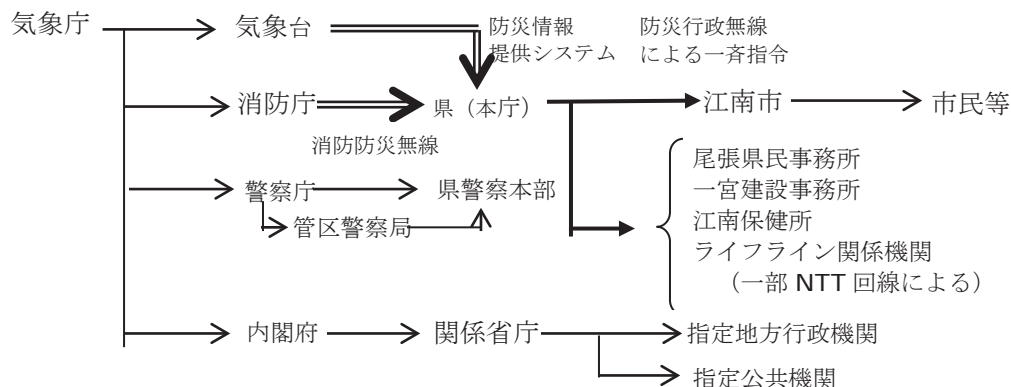
3 その他の防災関係機関における措置

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。
 (2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、県内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

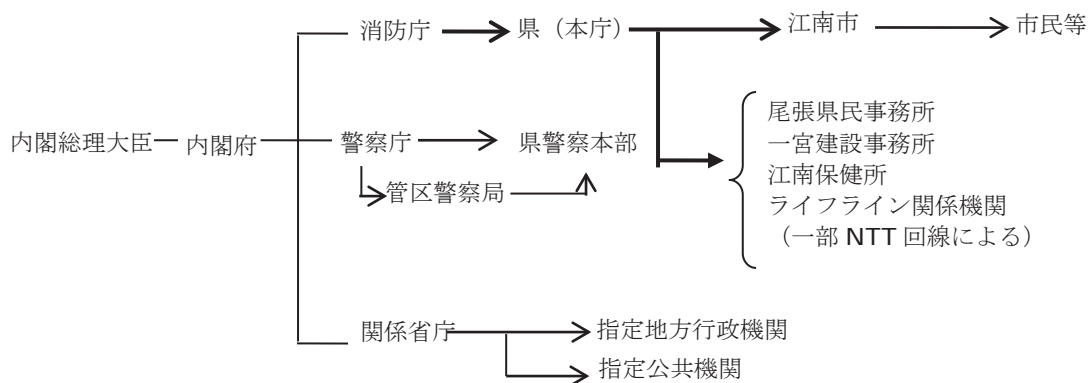
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

1 警戒宣言等の伝達系統

- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)）



- (2) 警戒宣言



2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、第3編第3章第1節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

3 市の内部伝達

- (1) 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送及び電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達・動員方法については、あんしん・安全ねっと及び電話等を利用して行う。
- (2) 市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。

4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

1 市における措置

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容(特に市内の震度)
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) ライフライン、金融機関等に関する情報
- (7) 市民及び事業所がとるべき措置
- (8) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (9) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

東海地震注意情報が発表されたときの市民に対する呼びかけ（例文）

江南市災害対策本部からお知らせします。
本日、〇時〇分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。
これは、東海地域で観測している地殻データに変化が現れており、この変化が想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。
また、地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがありますので、今後の情報については、テレビ・ラジオ等で正確な情報の収集に努め、落ちついて行動してください。

警戒宣言発表に伴う市民への呼びかけ（例文）

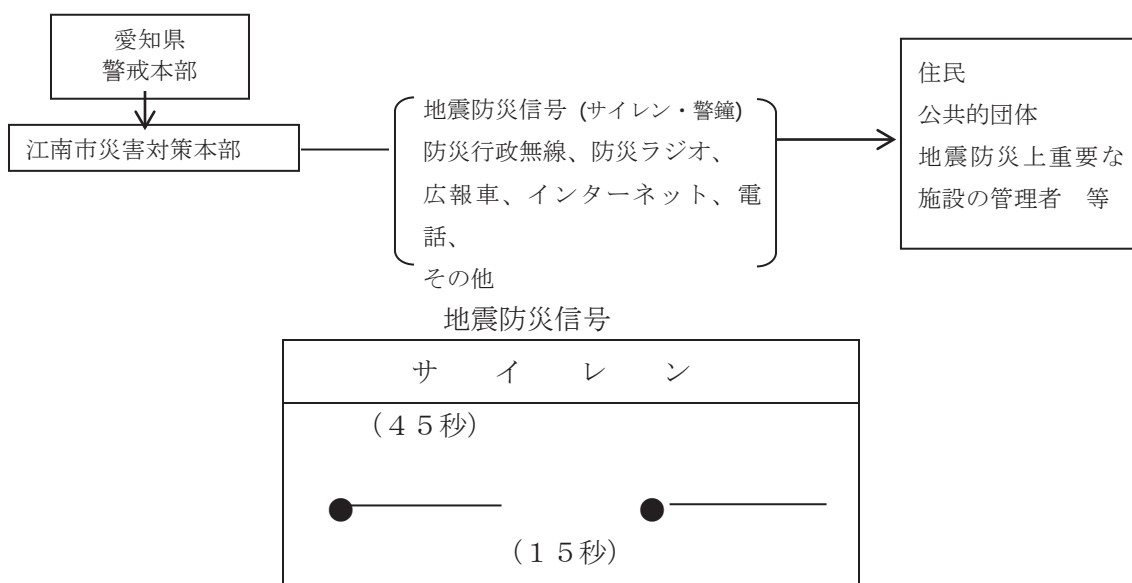
江南市災害対策本部からお知らせします。
 本日〇時〇分に東海地震に関する警戒宣言が発令されました。
 情報によると、2、3日（数時間）以内に〇〇を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがありますので、火の元に十分注意し、警戒宣言体制をとってください。
 なお、今後の情報については、テレビ、ラジオ等で正確な情報の収集に努め、落ちついて行動して下さい。

3 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、防災行政無線、インターネット又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

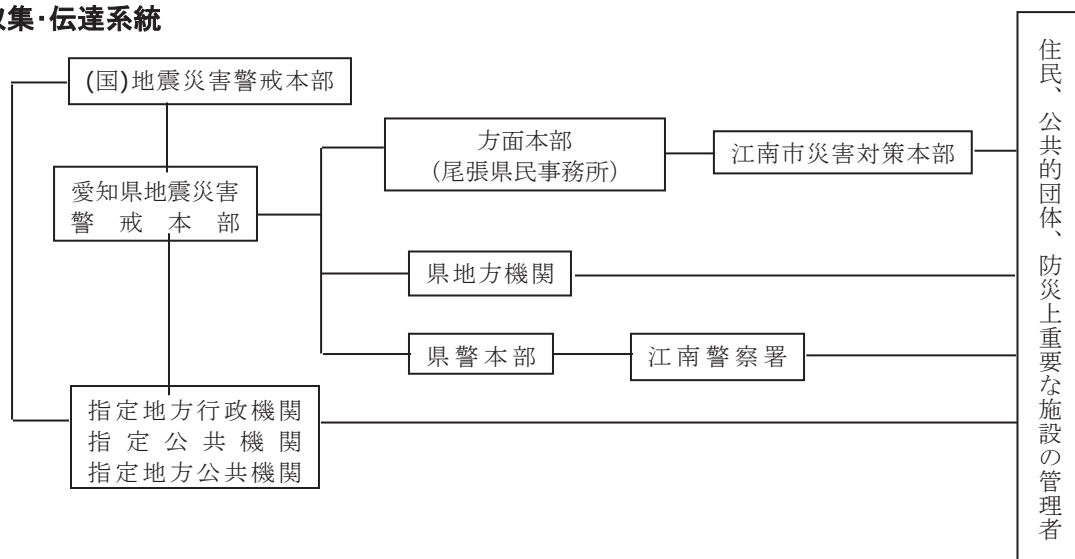
広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、同報無線、防災ラジオ、広報車、インターネット又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

(1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式1）」により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- (ア) 東海地震予知情報の伝達（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
- (イ) 地域住民の避難状況（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- (ロ) 消防・浸水対策活動（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- (ハ) 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- (ニ) 施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- (ホ) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- (ヘ) 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- (ヘ) 緊急輸送の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- (コ) 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）
- (ク) 対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）

(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- (ア) 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- (イ) 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）

- (ウ) 東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示
- (エ) 消防、水防その他応急措置
- (オ) 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- (カ) 施設・設備の整備及び点検
- (キ) 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
- (ク) 緊急輸送の確保
- (ケ) 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- (コ) その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

(ア)は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。

(イ)は、避難に係る措置が完了した後速やかに。

(ウ)から(コ)は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

- (3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■ 基本方針

○ 地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	市	1(1) 食糧の確保 1(2) 生活必需品の確保 1(3) 医薬品の確保 1(4) 家庭内備蓄の推進 1(5) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保
	県	2(1) 主要食糧の確保 2(2) 医薬品等の確保 2(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保
第2節 災害応急対策等に 必要な資機材及び 人員の配備	市	1(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1(2) 給水確保用の資機材・人員の配備等 1(3) 下水道管理者 1(4) 通信確保用の資機材・人員の配備 1(5) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1(6) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備 1(7) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1(8) 医療救護用の資機材・人員の配備
	県	2(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 2(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 2(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備 2(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 2(5) 医療救護用の資機材・人員の配備
	水道事業者等	3(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者：給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材・人員の配備 3(2) 県工業用水道事業者：各施設の点検・巡視、所要人員の確保等 3(3) 下水道管理者：資機材の点検、確保及び要員の確保等
	鉄道事業者	4(1) 応急復旧用資機材・機器の所在等確認

		4(2) 必要により応急復旧体制の確立
	中部電力株式会社	5(1) 車両・資機材等の整備・確保 5(2) 対策要員の確保
	ガス事業会社	6(1) 車両・資機材等の整備・確保 6(2) 対策要員の確保
	<u>電気通信事業者、</u> <u>移動通信事業者</u>	7(1) 復旧用資機材、車両等の確保等 7(2) 応急復旧体制の確立

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

1 市における措置

(1) 食糧の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、県及び関係機関と密接な連絡をとり、主食及び副食の確保を行う。

(2) 生活必需品の確保

市は、被服、寝具を始めとする生活必需品の確保に努め、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県へ援助の要請をする。

なお、生活必需品を扱う市内のコンビニエンスストア等小売店舗に対しては、警戒宣言が発せられた場合に極力営業を行うよう江南商工会議所及び関係団体を通じ要請し、供給確保に努める。

(3) 医薬品の確保

市は、東海地震注意情報の発表に伴い、医薬品その他衛生材料の確保に努め、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県へ援助の要請をする。

(4) 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他の生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活物資について、3日分以上の家庭内備蓄を推進する。

(5) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、関係団体に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。

2 県（防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部）における措置

(1) 主要食糧の確保

ア 米穀

警戒宣言が発せられた場合、県は東海農政局（生産部）と密接な連絡をとり、県内各地に対する米穀の確保を行うものとする。

通常、各地における米穀の在庫状況からみて、当面の必要量は各地域内で確保が可能であるが、状況によって周辺市町村及び県内各地域の備蓄をもとに、確保体制をとるものとする。

イ パン、副食品等の確保

県は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても、関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

ウ 応急的な食料品の確保

県は、災害救助法に基づく応急的な食料品を確保するための体制をとるものとする。

(2) 医薬品等の確保

県は、市から血液、医薬品、医療機器及び衛生材料の要請があった場合に備え、関係団体に協力要請するとともに、県下の在庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅の建設のため一般社団法人プレハブ建築協会始め3団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め12団体及び住宅相談のため行政独立法人住宅金融支援機構東海支店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 給水確保用の資機材・人員の配備等

ア 給水確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

イ 広域応援協力体制

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、水道事業者からの応援要請に備え、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」に基づき、広域応援協力体制を整える。

(3) 下水道管理者

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置をとる。

ア 「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に基づき、必要な体制を整える。

イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。

(4) 通信確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備している防災行政無線の整備・確認を行い、事前互の連絡調整を図るものとする。

(5) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力で推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(6) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるように、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(7) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

(8) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

2 県（防災局、建設部、農林水産部、健康福祉部）における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 給水確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、水道事業者からの応援要請に備え、県有資機材の整備点検を行うとともに、警戒宣言が発せられた場合には、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」により広域応援体制を整える。

(3) 通信確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ県庁及び地方機関に配備している防災行政無線の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図るものとする。

(4) 浸水対策用の資機材・人員の配備

県は、市が備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し応援するため、これらの資機材を整備するものとする。

また、県は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力で推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(5) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

県は、地震発生後に健康状況調査が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制を整えるものとする。

(6) 医療救護用の資機材・人員の配備

県は、市からの応援要請に対応するため、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成・派遣の準備を行う。

3 水道事業者等における措置

(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者

水道事業者及び水道用水供給事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

(2) 県工業用水道事業者

県工業用水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、各施設について必要な点検・巡視を実施し、応急対策への準備、情報収集・伝達方法の確認、所要人員の確保に努め

る。

(3) 下水道管理者

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置をとる。

ア 「愛知県流域下水道地震時対応マニュアルに基づき、必要な体制を整える。

イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。

4 鉄道事業会社における措置

名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

(1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

(2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

5 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に地震警戒体制を発令し、地震災害警戒本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

6 ガス事業会社における措置

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

7 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置

(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

(2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

第4章 発災に備えた直前対策

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び市民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。
なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難対策	市	1(1) 避難の勧告等 1(2) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知 1(3) 屋外における避難生活の運営 1(4) 徒歩による避難の誘導 1(5) 要配慮者に対する支援・配慮 1(6) 出張者、旅行者等の対応
	県	2(1) 市が行う避難対策への協力 2(2) 市からの応援要請に対する措置
	県警察	3(1) 避難の際における警告、指示等 3(2) 避難の指示
	学校	4(1) 児童生徒等の安全確保 4(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定 4(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知 4(4) 施設設備に対する安全点検 4(5) 園児の安全確保対策
第2節 消防、浸水等対策	市	1(1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制の確立 1(2) 火災、浸水等の防除のため現有消防力の有機的運用による、効果的な警戒 1(3) 避難誘導、避難路の確保 1(4) 火災発生の防止、初期消火についての市民等への広報 1(5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導 1(6) 迅速な救急救助のための体制確保 1(7) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 1(8) 水防資機材の点検、整備、配備
	県	2(1) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報 2(2) 市の消防・浸水対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況の確認 2(3) 応急排水機及び発電機の貸し出し体制の確立 2(4) その他必要な措置
	水防上重要な施設の管理者	3 巡回監視、土嚢の準備など必要な対策

第3節 社会秩序の維持 対策及び道路交 通対策	県警察	1(1) 混乱防止の措置 1(2) 不法事案に対する措置 1(3) 避難に伴う措置 1(4) 自主防災活動に対する支援
	県公安委員会	2 交通規制による道路交通の確保
	県、県公安委員 会、道路管理者	3 警戒宣言時の交通規制等に関する事前の情報提供 及び運転者のとるべき措置の周知徹底
第4節 鉄道	中部運輸局	1(1) 各事業者がとる準備行動の支援（東海地震注意 情報発表） 1(2) 列車の強化地域内進入禁止等（警戒宣言発令）
	名古屋鉄道株式会 社	2(1) 東海地震注意情報発表時 2(2) 警戒宣言発令時
第5節 飲料水、電気、 ガス、通信及び 放送関係	市及び水道事業者	1(1) 配水池の水位確保等配水操作 1(2) 自己水源を最大限に活用した送水 1(3) 県(企業庁)に緊急増量の要請（県営水道受水団 体）
	県	2(1) 県営水道受水団体に対する所要給水量の確保(企 業庁) 2(2) 水道事業者及び水道用水供給事業者に対する水 道用水の緊急応援命令
	中部電力株式会社	3(1) 電力施設の特別巡視、特別点検等の予防措置 3(2) 電力の緊急融通体制の確認 3(3) 電気の安全措置に関する広報
	都市ガス事業会社	4(1) ガス供給の継続 4(2) ガスの安全措置に関する広報 4(3) ガス工作物の巡視・点検 4(4) 工事等の中断
	一般社団法人愛知 県LPガス協会	5 LPガスの具体的な安全措置に関する広報
	通信事業者	6(1) 地震防災応急対策等に関する広報 6(2) 通信の利用制限等の措置 6(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド 伝言板の運用 6(4) 建物、施設等の巡視と点検 6(5) 工事中の施設に対する安全措置
	日本放送協会名古 屋放送局	7(1) 防災組織の整備及び県・市への協力 7(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊 急警報放送等 7(3) 外国人、視覚障害者等への配慮
第6節 生活必需品の確 保	市	(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る 要請 (2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 (3) 各家庭における3日分程度の飲料水、食料等の備 蓄についての周知徹底（平常時から）

第7節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	1(1) 預金取扱金融機関への措置 1(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 1(3) 証券会社等への措置 1(4) 電子債権記録機関への措置
	県	2 共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系金融機関に対する業務の円滑な遂行確保要請
第8節 郵政事業対策	日本郵便株式会社	(1) 強化地域内の支店の措置 (2) 強化地域外の支店の措置
第9節 病院、診療所	病院、診療所	(1) 院内放送等による職員、入院・外来患者等に対する情報提供等（東海地震注意情報発表） (2) 災害拠点病院の外来診療を原則縮小（警戒宣言発令）ただし、救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除く
第10節 緊急輸送	県、市及び関係機関	1(1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1(2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定
	県	2 市からの輸送手段確保要請に対する関係機関等に対する協力要請
第11節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	市及び関係機関	(1) 帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策 (2) 帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等のあっせん等

第1節 避難対策

1 市における措置

(1) 避難の勧告等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧告、又は指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(2) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知するものとする。

(3) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(4) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

(5) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必

要な支援を行うものとする。

なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内図記号）による伝達ができるように配慮する。

(6) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

2 県（防災局、関係部局）における措置

(1) 市が行う避難対策への協力

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握につとめ、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市に協力するものとする。

ア 県の管理する施設を避難所、避難場所として開設する際の協力

イ 避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のため必要な措置

(2) 市からの応援要請に対する措置

県は、避難した者に対する教護に必要な物資、資機材を調達・確保するため、市から応援の要請があったときは、おおむね次の措置をとるものとする。

ア 県が把握している物資等の供給のあつせん

イ 県が備蓄している物資等の貸与

ウ 県が保有する防災用資機材の配備

3 県警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、もしくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

4 学校及び保育園における措置

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

- イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。
- (2) 実態に即した具体的な対応方法の決定
各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知
東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。
- (4) 施設設備に対する安全点検
施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。
- (5) 園児の安全確保対策
原則として次のとおり取扱う。
 - ア 保育時間中に東海地震注意情報が発表された場合においては、保育を中止し、園で園児を保護者に引き渡す。
 - イ 保育開始前に東海地震注意情報が発表された場合においては、休園として、園児は登園させない。

第2節 消防、浸水等対策

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、江南市地域防災計画及び江南市消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制の確立
- (2) 火災、浸水等の防除のため現有消防力の有機的運用による、効果的な警戒
- (3) 避難誘導、避難路の確保
- (4) 火災発生の防止、初期消火についての市民等への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 迅速な救急救助のための体制確保
- (7) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (8) 水防資機材の点検、整備、配備

2 県（防災局、建設部、関係部局）における措置

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の消防、浸水等対策を行う。

- (1) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
警戒宣言が発せられた場合は、報道機関の協力を得て、住民に対し、火気使用の自粛、消火の準備等、火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。
- (2) 市の消防・浸水対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況の確認
消火薬剤、浸水対策用資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、初動準備を行うとと

もに、市、各防災関係機関の消防・浸水対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況を確認する。

(3) 応急排水機及び発電機の貸し出し体制の確立

被災時に備え、県内3か所の応急ポンプ管理センターで保有する応急排水機及び発電機の整備点検、貸し出し体制(要員配置、連絡体制構築)の確立等の準備をする。

(4) その他必要な措置

その他浸水対策については、愛知県水防計画に準拠して必要な措置をとる。

3 その他の管理者における措置

愛知県尾張水害予防組合に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。

第3節 社会秩序の維持及び道路交通対策

1 県警察における社会秩序の維持対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

ア 悪質商法等の生活経済事犯の予防及び取締りを行うものとする。

イ 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

ウ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

2 県公安委員会における道路交通対策

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 交通規制の基本方針

ア 一般道については、強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出

は制限しない。

ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 第1次

a 強化地域規制

次の各インターチェンジ等において、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

b 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、主要箇所において必要な規制等を行う。

(イ) 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認申請

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。

3 県（防災局、建設部、関係部局）、県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第4節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

1 中部運輸局における措置

中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとるものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。
- (2) 警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

2 名古屋鉄道株式会社における措置

- (1) 東海地震注意情報発表時
 - ア 列車の運行
 - (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
 - (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。
 - イ 旅客への対応
 - (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
 - (イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
 - (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
 - (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察

官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。

第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 市及び水道事業者における措置

市及び水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 市民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水場の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用し、配水に努めるものとする。
- (3) 県営水道受水団体は、供給水の確保が困難な場合、直ちに県(企業庁)に緊急増量の要請を行う。

2 県(健康福祉部、企業庁)における措置

- (1) 県(企業庁)は、警戒宣言が発せられた場合、県営水道受水団体に対して、浄水場の浄水池や広域調整池等を利用し、可能な限り所要の給水量を確保するものとする。
- (2) 県は、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法第40条に基づく水道水の緊急応援を命ずるものとする。

3 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関しては、特別巡視、特別点検並びに仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びホームページを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

4 都市ガス事業会社における措置

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(4) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

5 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

6 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法(第2編第2章第2節10「通信施設」参照)

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害伝言用ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に

支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。
なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

7 日本放送協会名古屋放送局における措置

(1) 防災組織の整備及び県・市への協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

(3) 外国人、視覚障害者等への配慮

放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第6節 生活必需品の確保

1 市における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

(3) 家庭内備蓄の周知徹底

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日分以上（可能な限り1週間分程度）の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならないことを平常時から周知徹底に努める。

第7節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる民間金融機関等における措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

(7) 窓口営業の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、

店頭の商品の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

(f) 警戒宣言解除時における平常営業の再開

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

(g) 発災後の応急措置

発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

イ 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

(7) 強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向け手形交換業務の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求めるものとする。

(i) 平常営業

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置（強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応）

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所及び少額短期保険業者は、平常どおり営業する。

(3) 証券会社等への措置（強化地域外に営業所を置く証券会社の警戒宣言時の対応）

強化地域内の本店及び支店等が業務停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり業務する。

(4) 電子債権記録機関への措置

ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応

(7) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。

(i) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。

(g) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期すため、営業所での営業の開始又は再開は行わない。

(e) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

(f) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

イ 強化地域外に営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応強化地域内の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行う。

2 県（農林水産部）における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第8節 郵政事業対策

1 日本郵便株式会社における措置

- (1) 強化地域内の郵便局の措置
 - ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
 - イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。
 - ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。
 - エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮する。
- (2) 強化地域外の郵便局の措置
原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第9節 病院、診療所

1 病院、診療所における措置

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第10節 緊急輸送

1 市における措置

- (1) 市は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

2 県（防災局、関係部局）における措置

県は、市から輸送手段の確保について要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。

3 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

4 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市警戒本部において調整を行うものとする。

5 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、第2編第2章第2節2(2)で定める道路とする。

6 緊急輸送車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、本章第3節1(6)に定めるところによる。

7 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第11節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

1 市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

■ 基本方針

- 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。
 なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 道路及び河川	市	(1) 道路 (2) 河川
第2節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	市	1(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 1(2) その他の措置 2(1) 小中学校及び保育園における措置 2(2) 保護の措置 3 避難等の安全確保のための具体的な措置を定める

第1節 道路及び河川

1 市における措置

(1) 道路

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- ア 広報車を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。
- イ 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- ウ 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- エ 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- オ 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- カ 江南警察署、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

(2) 河川

東海地震注意情報が発表された段階から、堤防、排水機場・水門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定めるものとする。

第2節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

1 市における措置

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

(1) 一般的事項

- ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置
 - (7) 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報(臨時)の伝達に努める。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

a 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

b 市民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) 警戒宣言が発せられた場合(東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む)

a 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

b 市民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

イ その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

(7) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

(1) 出火防止措置

(2) 受水槽等への緊急貯水

(3) 消防用設備の点検、整備と事前配備

(4) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

(2) 学校及び保育園

ア 小中学校及び保育園においては、本編第4章第1節4「学校及び保育園における措置」に定めるところによる。

イ 当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

(3) 病院

強化地域内外の県立病院においては、警戒宣言が発せられた場合、診療等に関して次の措置をとるものとする。

ア 東海地震注意情報が発表された場合

(7) 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

(1) 診療は継続する。

(2) 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は

医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

イ 警戒宣言が発せられた場合

(7) 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。

(イ) 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第3節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第6章 市民のとりべき措置

■ 基本方針

○ 警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

■ 主な機関の措置

区 分	主な措置
第1節 家庭においてとりべき措置	(1) 正確な情報の収集 (2) 警戒宣言発令時の行動 (3) 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施 (4) 身の安全を確保することができる場所の確保 (5) 火の使用の自粛 (6) 灯油等危険物やL P ガスの安全措置 (7) 消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保 (8) 身軽で安全な服装へ着替え (9) 非常持出品及び救助用具の用意・確認 (10) 脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認 (11) 自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保 (12) 自動車や電話の使用自粛
第2節 職場においてとりべき措置	(1) 防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施 (2) 身の安全を確保できる場所の確保 (3) 火の使用の自粛 (4) 消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検 (5) 職場の自衛消防組織の出動体制の整備 (6) 重要書類等、非常持出品の確認 (7) 職場の条件等に応じた安全な場所での待機 (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保 (9) 正確な情報の把握及び職場内の伝達 (10) 近くの職場同士の協力 (11) マイカーによる出勤・帰宅等の自粛、及び危険物車両等の運行の自粛。

第1節 家庭においてとりべき措置

- 1 テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。
- 2 警戒宣言が発せられた場合には、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等

での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。

なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。

- 3 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- 4 とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- 5 火の使用は自粛するものとする。(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと)。
- 6 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとるものとする。
- 7 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。
- 8 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意すること)。
- 9 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- 10 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- 11 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- 12 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場においてとるべき措置

- 1 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。
- 2 とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- 3 火の使用は自粛するものとする。
- 4 消防計画、予防規程などにに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。
- 5 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- 6 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。
- 7 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- 8 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。
- 9 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。
- 10 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- 11 マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。

第6編 地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）以下「東南海・南海地震等特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の江南市は地域防災計画において、

- ①東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
 - ②東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項
 - ③東南海・南海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- を定め、江南市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

【東南海・南海地震防災対策推進地域の指定】

本市は、東南海・南海地震等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として平成15年12月17日に指定された。

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第2部地震災害対策計画第1編第4章第2節のとおり行うものとする。

第2章 事前計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 市における措置

推進地域については、地震防災対策特別措置法（平成7年法第111号）による「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、（第2編第2章第4節）により、地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を計画的に整備するものとする。

第2節 防災訓練計画

1 市及び防災関係機関における措置

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

防災訓練計画内容については、第2編第9章第1節のとおり行うものとする。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 市における措置

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識を教育及び広報するものとする。実施内容については、第2編第9章第2節及び第3節のとおり行うものとする。

第3章 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

1 市における措置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに江南市災害対策本部（以下本章において「本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

ある程度体制が整うまでの間の活動の空白をなくするための体制については、第3編第1章第2節1「初動体制」によるものとする。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営

1 市における措置

江南市災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、江南市災害対策本部条例及び江南市災害対策本部運営要綱に定めるところによる。

第3節 災害応急対策要員の参集

1 市における措置

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

職員の非常登庁は、第3編第1章第1節2「非常配備体制」によるものとする。

第4節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

第4章 地震発生時の応急対策

第1節 地震発生時の応急対策

1 市における措置

(1) 情報の収集・伝達

地震被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、第3編第4章により行うものとする。

(2) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとし、ライフライン施設の応急対策は、第3編第16章により行うものとする。

(3) 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

(4) 医療救護・防疫・保健衛生活動

医療救護・防疫・保健衛生活動については、第3編第8章のとおり行うものとする。

(5) 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請し、救出・救助対策は第3編第6章のとおり行うものとする。

(6) 輸送活動

緊急輸送活動は、第3編第9章第3節及び第4節のとおり行うものとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 市における措置

(1) 物資、資機材等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材棟の確保を行う。

水・食品・生活必需品等の供給は、第3編第12章のとおり行うものとする。

(2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

地震が発生した場合において、江南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

浸水対策は、第3編第10章のとおり行うものとし、人員の配備手配は、第3編第1章第2節による。

第3節 他機関に対する応援要請

1 応援協定

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第3編第5章のとおりである。

2 自衛隊の派遣

自衛隊災害派遣及び派遣要請については、第3編第5章第3節のとおり行うものとする。